

3.2.6 環境の保全等を目的とする法令等

(1) 法令等に基づく指定・規制

ア 自然環境保全に係る指定地域等の状況

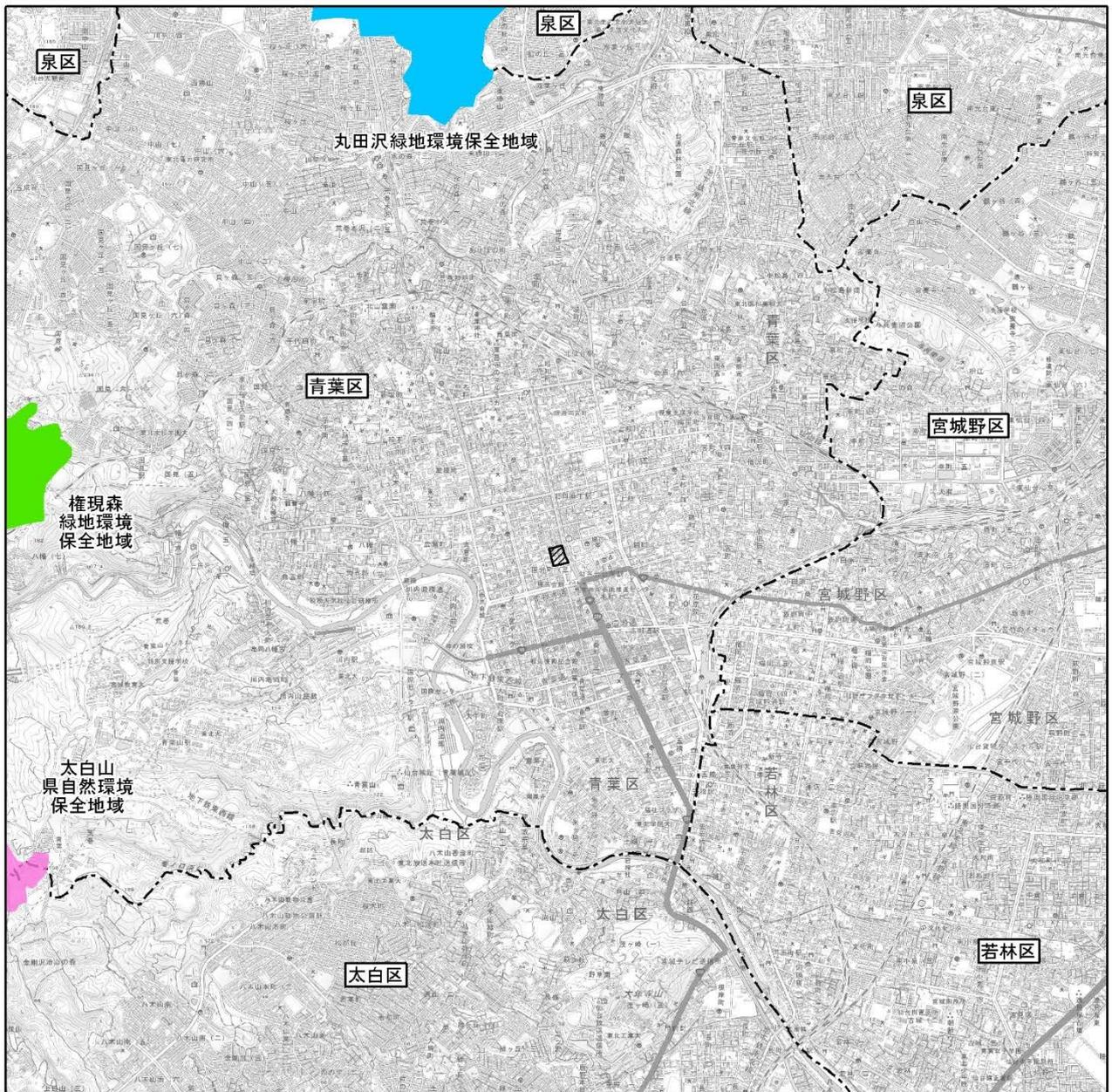
① 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域

自然環境保全法に基づく自然環境保全地域は、調査範囲内にはない。宮城県自然環境保全条例に基づく指定地域としては、表 3.2-22 及び図 3.2-11 に示すとおり、調査範囲の南西側に、宮城県によって指定された太白山県自然環境保全地域がある。また、調査範囲の北側に丸田沢緑地環境保全地域、西側に権現森緑地環境保全地域があるが、いずれの指定地域も計画地は含まれていない。

表3.2-22 県自然環境保全地域・緑地環境保全地域

種別	名称	概要
県自然環境保全地域	太白山	仙台市街地の西部に位置し、円錐形の美しい山容で古くから人々に親しまれている太白山を中心とした地域。仙台市街地に近く、周辺には住宅団地が形成されているが、県自然環境保全地域として開発が規制されているために自然が保たれ、都市近郊にありながら、身近でしかもすぐれた自然の宝庫として地域住民の憩いの場となっている。
緑地環境保全地域	丸田沢	仙台市の青葉区と泉区にまたがる丸田沢溜池、三共堤を中心とした地域。周辺地域はほとんどが住宅団地となっている。谷底の丸田沢溜池、三共堤はアカマツの自然林に囲まれ、アカマツ自然林としては宮城県でも代表的なものになっている。このような自然林をもっている地域は仙台の市街地内ではほとんどなく、当該地域の自然はきわめて良好に保全されている。
	権現森	仙台市街地の西部に位置し、都市近郊に残されたまとまった緑地の一つとして貴重。都市住民の良好な生活環境に資する都会のオアシスの役割を果たす。権現森は標高 300m ほどの丘陵であり、太白山と並んで仙台地域住民の身近なハイキングコースとして昔から親しまれてきた。

出典：「太白山自然環境保全地域、丸田沢緑地環境保全地域、権現森緑地環境保全地域」
(宮城県自然保護課 HP、令和 2 年 6 月閲覧)



凡例

 計画地

 区界

 太白山県自然環境保全地域

 丸田沢緑地環境保全地域

 権現森緑地環境保全地域



1:50,000



出典：「自然公園等区域閲覧サービス」（宮城県 HP、令和 2 年 6 月閲覧）

図3.2-11 緑地環境保全地域指定位置図

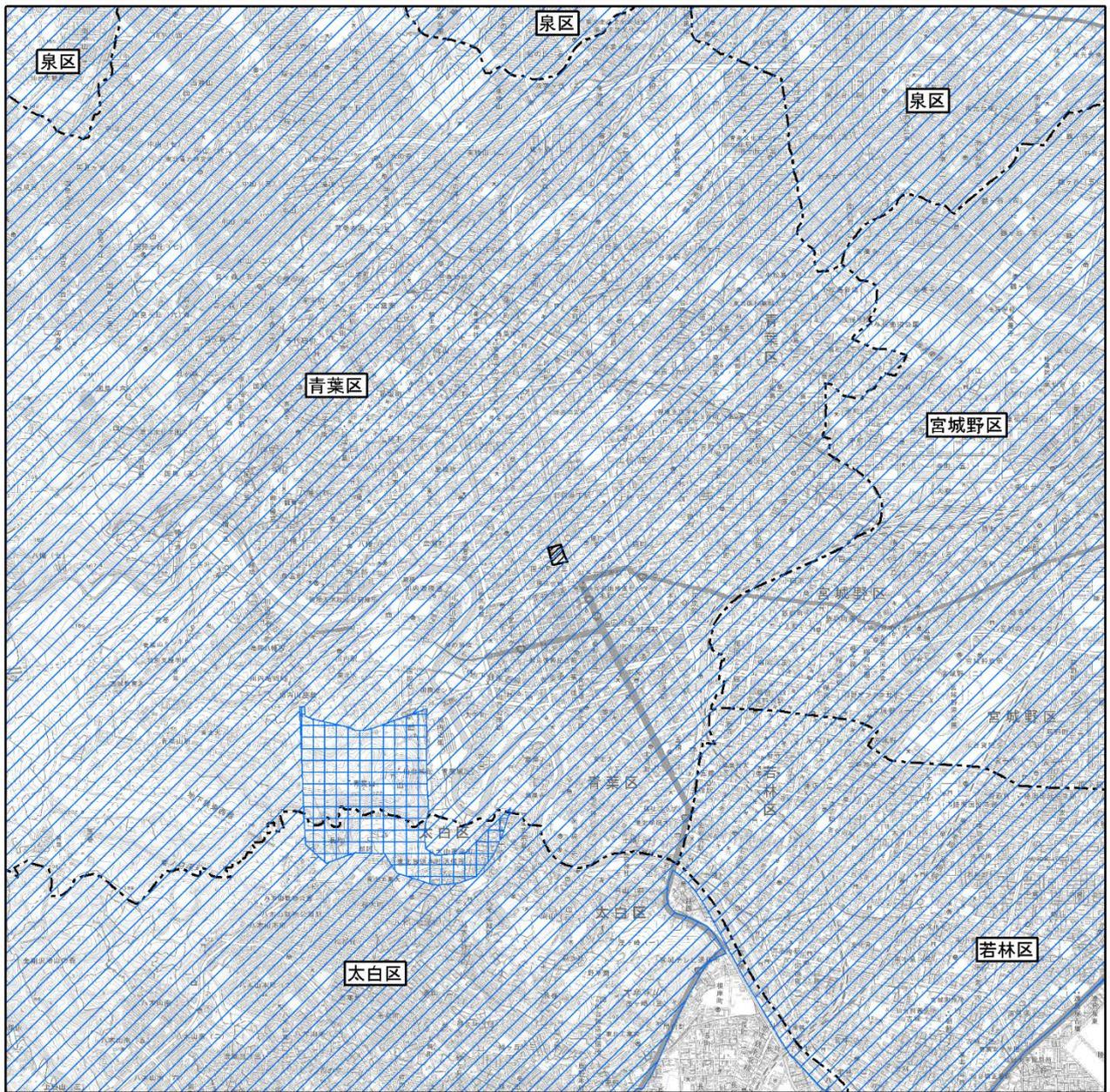
② 鳥獣保護区

調査範囲における鳥獣保護区の指定状況は表 3.2-23 及び図 3.2-12 に示すとおりである。調査範囲のほぼ全域が仙台鳥獣保護区の指定範囲となっており、青葉山南側から竜ノ口峡谷にかけて仙台特別保護地区に指定されている。計画地は仙台鳥獣保護区内に含まれている。

表3.2-23 鳥獣保護区の概要

名称	存続期限	所在地	面積	
			鳥獣保護区	特別保護地区
仙台	H34.10.31	仙台市	13,483 ha	100 ha

出典：「令和元年度鳥獣保護区等位置図」（宮城県、令和2年6月閲覧）



凡例

-  計画地
-  区界
-  県指定, 特別保護地区
-  県指定, 鳥獣保護区

出典：「令和元年度宮城県鳥獣保護区等位置図」
 (宮城県自然保護課 HP、令和2年6月閲覧)

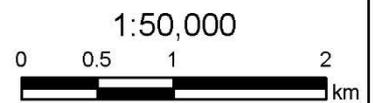


図3.2-12 鳥獣保護区等指定区域位置図

③ 風致地区、特別緑地保全地区

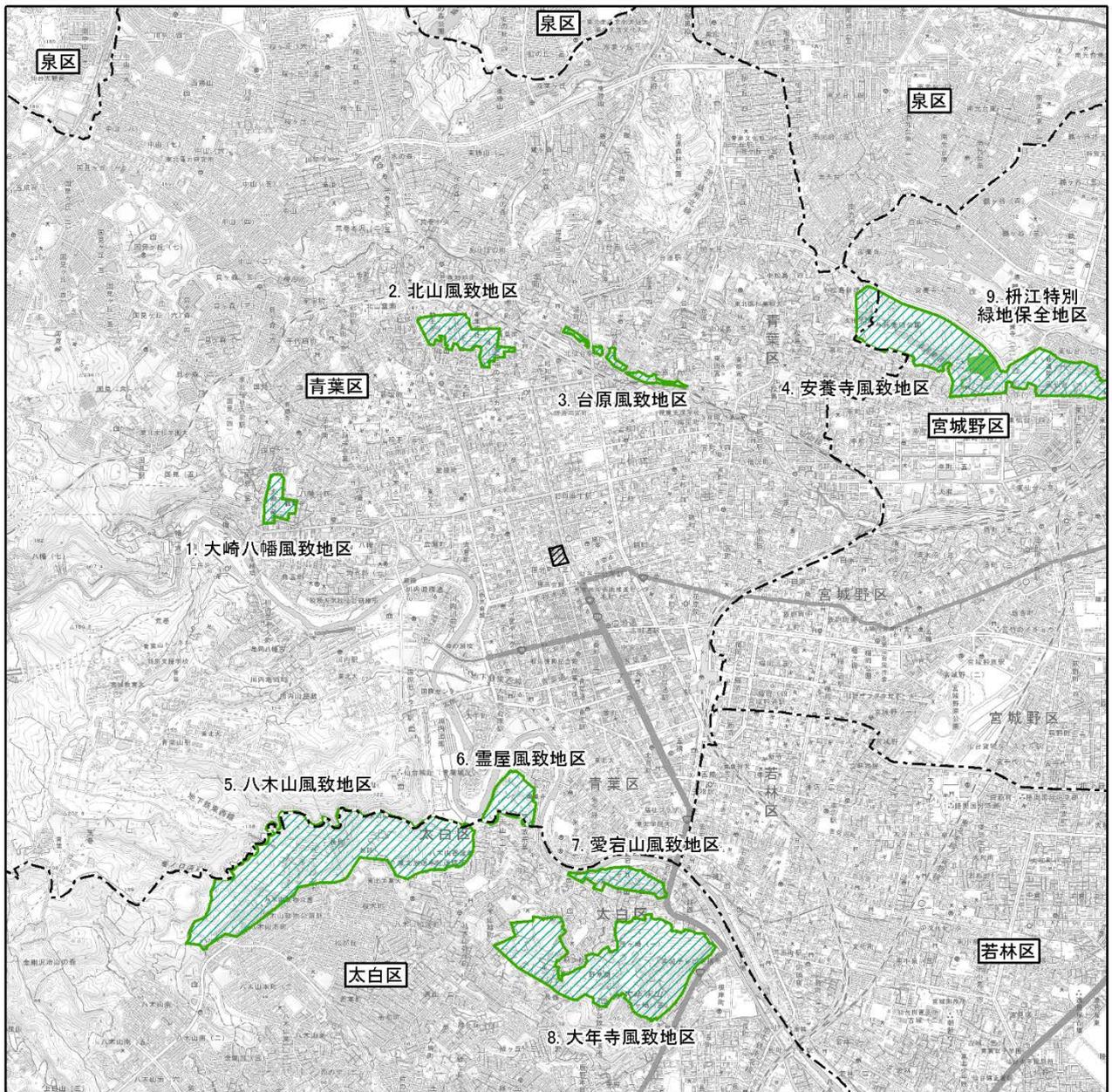
調査範囲における都市計画法第 8 条に基づく「風致地区」及び都市緑地法第 12 条に基づく「特別緑地保全地区」の指定状況は、表 3.2-24 及び図 3.2-13 に示すとおりである。

計画地に係る風致地区、特別緑地保全地区はない。

表3.2-24 風致地区、特別緑地保全地区の指定状況

区分	No.	名称	面積 (ha)	計画決定年月日
風致地区	1	大崎八幡風致地区	6.0	S45.6.9 県告 449 号
	2	北山風致地区	13.3	S45.6.9 県告 449 号
	3	台ノ原風致地区	3.2	S45.6.9 県告 449 号
	4	安養寺風致地区	68.1	S45.6.9 県告 449 号
	5	八木山風致地区	93.9	S45.6.9 県告 449 号
	6	霊屋風致地区	10.6	S45.6.9 県告 449 号
	7	愛宕山風致地区	8.6	S45.6.9 県告 449 号
	8	大年寺風致地区	67.2	S45.6.9 県告 449 号
特別緑地保全地区	9	栢江特別緑地保全地区	約 3.3	H27.4.22 仙告 194 号

出典：「仙台市都市計画総括図」（仙台市 平成 31 年 3 月末現在）



凡例

-  計画地
-  区界
-  風致地区
-  特別緑地保全地区



1:50,000

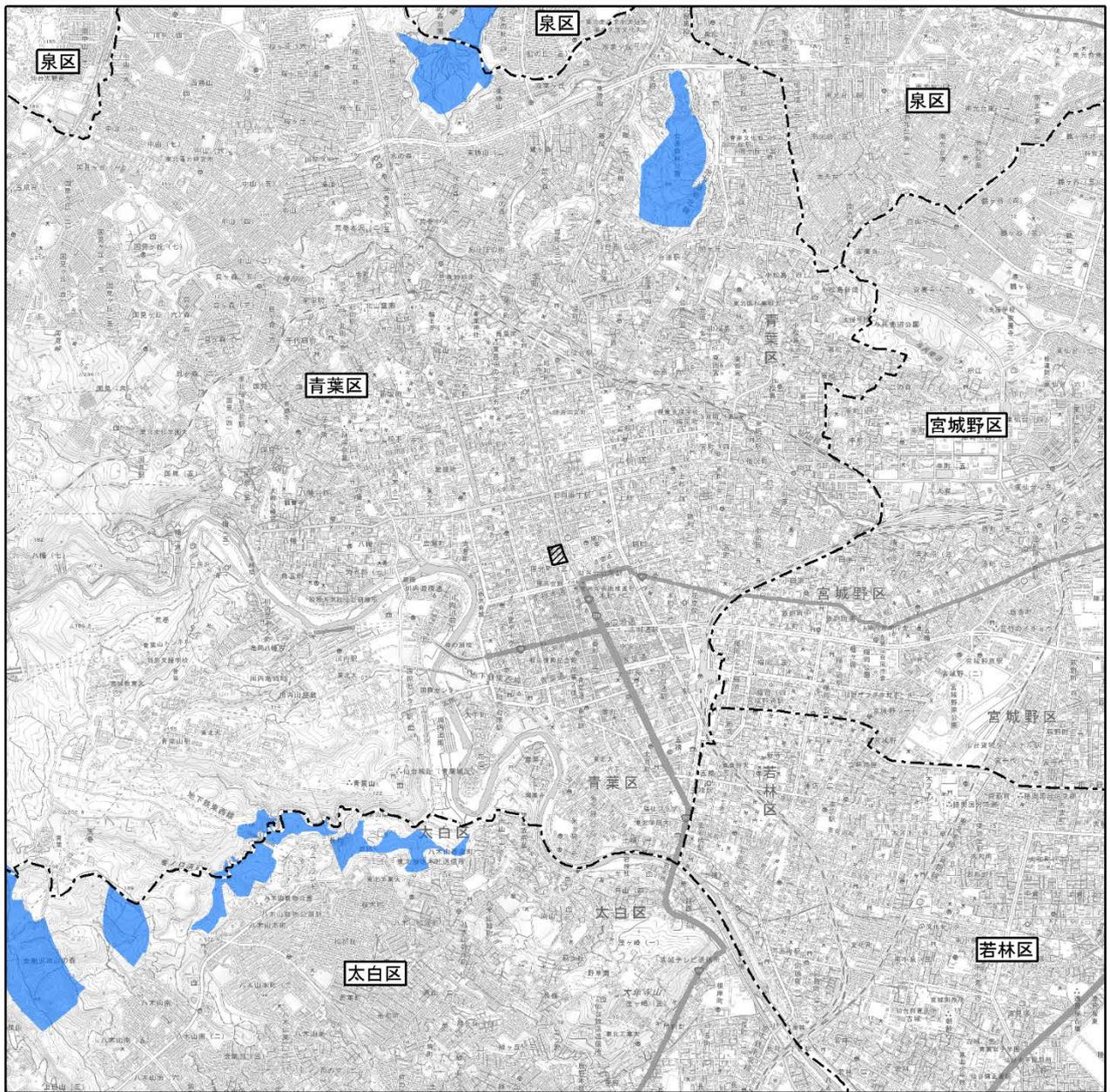


出典：「仙台市都市計画総括図」（仙台市 平成31年3月末現在）

図3.2-13 風致地区、特別緑地保全地区位置図

④ 保安林

調査範囲の保安林の指定状況は、図 3.2-14 に示すとおりである。



凡例

-  計画地
-  区界
-  保安林

出典：
「国土数値情報森林地域データ（平成27年データ）」
（国土数値情報ダウンロードサービス、令和2年6月4日ダウンロード）

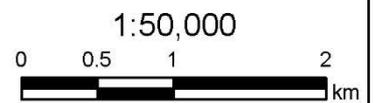


図3.2-14 保安林指定区域位置図

⑤ 保存樹木、保存樹林、保存緑地

調査範囲における仙台市の「杜の都の環境をつくる条例」に基づく「保存樹木」等の指定状況は、表3.2-25～表3.2-27、及び図3.2-15に示すとおりである。計画地に最も近い保存樹木は計画地東側に位置する宮城県庁敷地内の「県庁のひまらやすぎ」、「県庁のさんごじゅ」となっている。仙台市における「保存樹林」は、計画地近傍では「定禅寺通（ケヤキ街路樹）」「勾当台公園（ヒマラヤシーダ林）」「勾当台通外記丁線、定禅寺通県庁前線（イチョウ並木）」が指定されている。また、計画地に最も近い保存緑地は、北山保存緑地となっている。

表3.2-25 仙台市の保存樹木の指定状況（1/2）

番号	名称	樹種	樹齢	樹高	幹周
1	瞑想の松	クロマツ	620年	18.6m	3.4m
2	対がん協会のけやき	ケヤキ	200年	19.0m	3.3m
3	東昌寺の丸実がや	マルミガヤ	500年	18.3m	5.7m
4	東昌寺の赤松	アカマツ	350年	19.1m	3.1m
5	東昌寺のこうようざん	コウヨウザン	150年	13.6m	1.8m
6	資福寺の七香木蓮	ハクモクレン	320年	4.5m	株立
7	資福寺の五葉松	ゴヨウマツ	200年	12.2m	1.4m
8	資福寺のこうようざん	コウヨウザン	200年	25.6m	2.4m
9	秀林寺のさつき	サツキ	340年	1.5m	株立
10	荘厳寺の赤松	アカマツ	350年	15.6m	3.4m
11	荘厳寺のもみじ	イロハモミジ	200年	12.0m	3.2m
12	称念寺のきやらぼく	キャラボク	300年	4.2m	株立
13	称念寺のかりん	カリン	320年	9.5m	1.1m
14	称念寺のいちょう（2本）	イチョウ	300年	17.6m, 15.4m	4.7m, 4.2m
15	称念寺のたらよう	タラヨウ	300年	17.3m	3.2m
16	大願寺のたらよう	タラヨウ	250年	9.3m	株立
17	子平町の藤	フジ	400年	棚作り	株立
18	正圓寺の赤松	アカマツ	360年	19.7m	2.4m
19	八幡町のたぶのき	タブノキ	300年	25.0m	4.3m
20	八幡町のかや	カヤ	200年	18.9m	2.6m
21	東北大学医学部のいすのき	イスノキ	220年	12.4m	1.9m
22	柏木の臥竜梅	ウメ	145年	7.8m	0.9m
23	県庁のひまらやすぎ	ヒマラヤスギ	70年	11.1m	1.4m
24	県庁のさんごじゅ	サンゴジュ	80年	6.5m	0.5m
25	東六番丁小学校の桜	ヒガンザクラ	300年	11.0m	4.6m
26	千手観音堂のいちょう	イチョウ	200年	24.6m	3.3m
27	稲船神社のもみじ	モミジ	200年	18.0m	2.7m
28	銀杏町のいちょう	イチョウ	1200年	32.0m	7.9m
29	宮城野中学校の朝鮮松	チョウセンゴヨウマツ	67年	14.5m	1.5m
30	榴岡公園のしだれざくら	シダレザクラ	280年	20.0m	2.5m
31	榴岡公園のさいかち	サイカチ	200年	15.5m	4.6m
32	裁松院のしらかし	シラカシ	1000年	13.0m	1.9m
33	広瀬町の千年杉	スギ	1000年	22.4m	5.6m
34	広瀬町のえのき	エノキ	350年	17.8m	2.8m
35	西公園のいちょう	イチョウ	250年	18.8m	4.1m
36	西公園の臥竜梅	ウメ	200年	4.5m	1.5m
37	裁判所のひまらやすぎ	ヒマラヤスギ	80年	24.0m	3.5m
38	裁判所のかえで	イロハモミジ	200年	10.5m	2.0m
39	裁判所のしらかし	シラカシ	200年	11.4m	2.1m
40	裁判所のえどひがん桜	エドヒガン	250年	14.5m	3.1m
41	裁判所のこうやまき（2本）	コウヤマキ	300年	14.0m, 15.2m	2.5m, 2.4m
42	裁判所のきやらぼく	キャラボク	200年	2.2m	株立
43	東北大学旧理学部のメタセコイヤ	メタセコイヤ	27年	34.0m	4.2m
44	東北大学旧理学部のはんてんぼく	ハンテンボク	75年	22.0m	2.1m
45	東北大学旧理学部のすずかけのき	スズカケノキ	200年	30.0m	3.4m
46	東北大学金研の黒松	クロマツ	200年	7.5m	1.2m
47	東北大学のいちょう	イチョウ	200年	37.0m	5.3m
48	正楽寺のいちょう	イチョウ	300年	27.0m	4.4m
49	大林寺のかや	カヤ	250年	18.2m	3.9m
50	道仁寺のたぶのき	タブノキ	200年	15.6m	2.8m

出典：「杜の都の名木・古木」（平成29年3月 仙台市）

表 3.2-25 仙台市の保存樹木の指定状況 (2/2)

番号	名称	樹種	樹齢	樹高	幹周
51	薬師堂のあらかし	アラカシ	200年	15.0m	2.7m
52	薬師堂のいちょう	イチヨウ	350年	30.0m	4.1m
53	聖ウルスラ学院のけやき	ケヤキ	250年	19.0m	4.5m
54	信夫神社のいちょう	イチヨウ	350年	25.4m	4.3m
55	大荒神社のいちょう	イチヨウ	320年	30.0m	4.1m
56	愛宕神社の夫婦杉 (2本)	スギ	350年	19.6m, 22.6m	3.7m, 4.6m
57	虚空蔵堂のいちょう	イチヨウ	250年	30.8m	3.9m
58	経ヶ峯のこうやまき (2本)	コウヤマキ	300年	31.0m, 31.0m	3.0m, 3.5m
59	瑞鳳寺のひがんざくら	ヒガンザクラ	330年	20.0m	3.5m
60	大年寺山のうば杉	スギ	500年	27.4m	5.9m
61	根岸のらくうしょう	ラクウショウ	100年	26.0m	3.3m
62	古城の黒松	クロマツ	330年	4.0m	1.7m
63	古城の臥龍梅	ウメ	360年	6.3m	0.7m
64	称覚寺のいちょう	イチヨウ	200年	15.0m	4.0m
65	木町通小学校のいちょう (2本)	イチヨウ	100年	25.1m, 22.7m	3.5m, 3.2m
66	仙岳院の笠松	クロマツ	310年	3.5m	1.1m
67	通町のけやき	ケヤキ	500年	17.3m	3.3m
68	覚範寺のひよくひば	ヒヨクヒバ	250年	24.0m	3.4m
69	文殊菩薩堂のひがんざくら	ヒガンザクラ	150年	13.0m	2.7m
70	三居沢の赤松	アカマツ	400年	28.0m	4.3m
71	八幡町の五葉松	ゴヨウマツ	300年	24.4m	2.9m
72	愚鈍院のこつぶがや	コツブガヤ	250年	8.8m	2.4m
73	孝勝寺の黒松	クロマツ	310年	20.0m	2.6m
74	満福寺の黒松	クロマツ	300年	23.8m	3.1m
75	旅立稲荷神社のけやき	ケヤキ	200年	26.6m	4.2m
76	正楽寺のくすのき	クスノキ	200年	17.0m	4.3m
77	八幡のしだれざくら	シダレザクラ	370年	18.0m	2.7m
78	旧検察庁官舎のさるすべり	サルスベリ	300年	10.8m	1.3m
79	旧検察庁官舎のしだれざくら	シダレザクラ	300年	15.4m	3.7m
80	若林区役所のしだれざくら	シダレザクラ	390年	10m	2.9m
81	木町のけやき	ケヤキ	300年	28.8m	4.8m
82	輪王寺のだいおうしょう	ダイオウショウ	100年	21.0m	2.3m
83	輪王寺のこうようざん	コウヨウザン	100年	25.4m	2.5m
84	五城中学校のいろはもみじ	イロハモミジ	300年	12.5m	2.6m
85	道仁寺のえどひがん桜	エドヒガン	200年	15.0m	3.2m
86	道仁寺のしだれざくら	シダレザクラ	200年	10.8m	2.3m
87	道仁寺のひがんざくら	ヒガンザクラ	200年	12.5m	2.8m
88	充国寺の黒松	クロマツ	395年	7.3m	1.5m
89	大崎八幡宮のこうやまき	コウヤマキ	390年	27.0m	2.9m
90	旭ヶ丘の一本松	アカマツ	200年	11.0m	2.8m
91	榴岡天満宮のしらかし	シラカシ	300年	13.0m	3.1m
92	羽黒神社のえどひがん桜	エドヒガン	370年	18.2m	3.0m
93	羽黒神社のえどひがん桜	エドヒガン	370年	18.2m	2.8m
94	宮城野八幡神社のけやき	ケヤキ	200年	33.0m	4.0m
95	愛宕神社のえどひがん桜	エドヒガン	350年	11.0m	2.5m
96	箱石神社のいちょう	イチヨウ	250年	19.0m	3.6m
97	聖ウルスラ学院の臥龍梅	ウメ	285年	1.6m	1.6m
98	聖ウルスラ学院法領塚古墳のけやき	ケヤキ	150年	25.8m	4.3m
99	羽黒神社の赤松	アカマツ	120年	13.3m	1.8m
100	羽黒神社の赤松	アカマツ	120年	15.0m	1.6m
101	上杉の桜	ソメイヨシノ	100年	12.0m	2.1m

出典：「杜の都の名木・古木」(平成29年3月 仙台市)

表3.2-26 仙台市の保存樹林の指定状況

番号	所在地	樹種	指定時期
1	青葉通	ケヤキ街路樹	一次指定（昭和50年6月5日指定）
2	定禅寺通	ケヤキ街路樹	
3	勾当台公園	ヒマラヤシーダ林	
4	西公園	ヒマラヤシーダ林	
5	勾当台通外記丁線、定禅寺通県庁前線	イチョウ並木	
6	東十番丁通（榴岡駅前通り）	イチョウ並木	
7	広瀬町	シラカシ生垣	
8	青葉区子平町	屋敷林	四次指定（平成26年12月5日指定）
9	青葉区上杉	屋敷林	五次指定（平成29年11月15日指定）

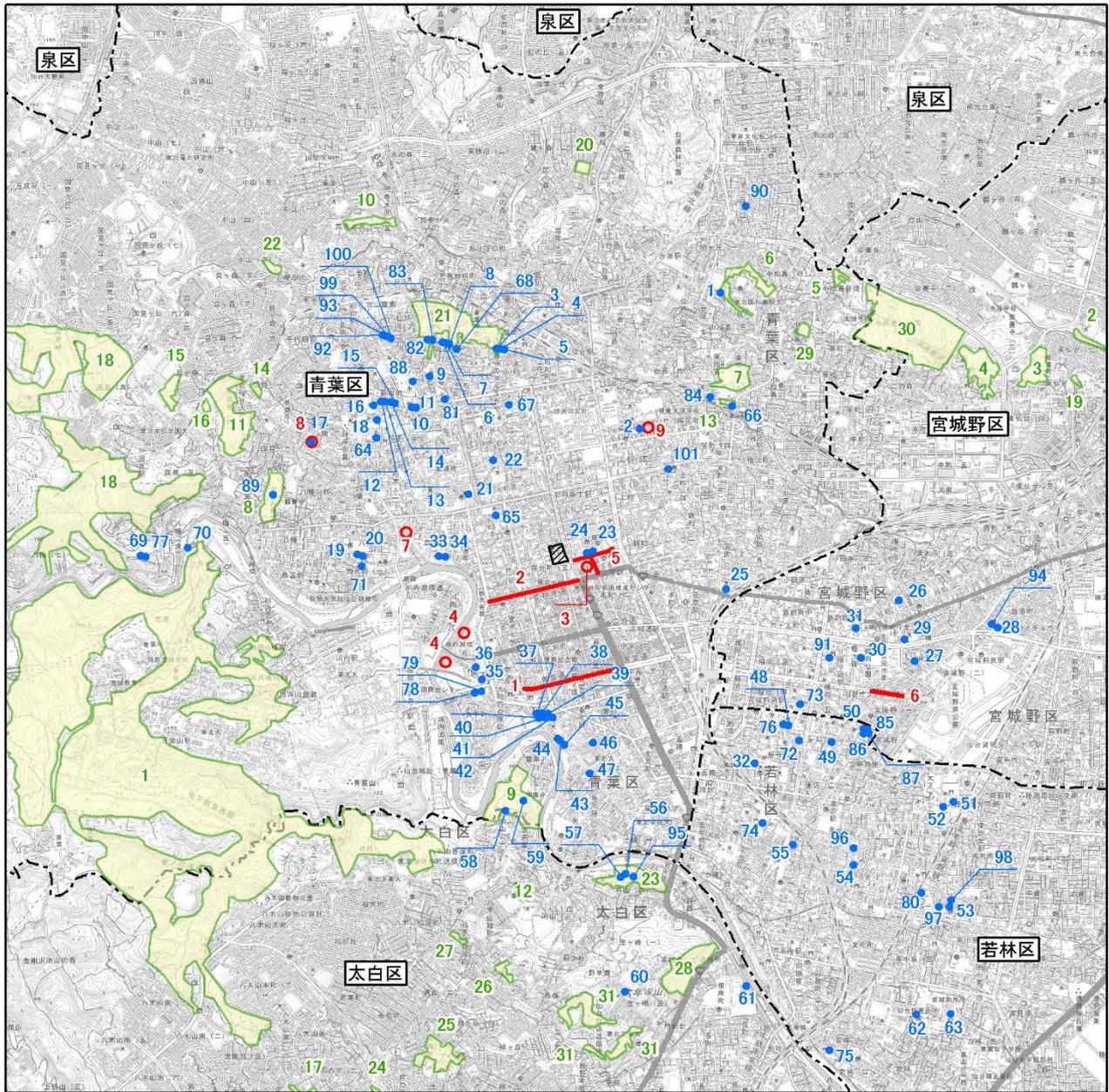
出典：「緑の保全/保存樹林」（仙台市HP 令和2年6月閲覧）

<http://www.city.sendai.jp/ryokuchihozen/kurashi/shizen/midori/mesho/hozen/index.html>

表3.2-27 仙台市の保存緑地の指定状況

番号	名称	所在地	面積(ha)	指定年月日
1	青葉山	青葉区荒巻字青葉ほか	356.3	昭和50年6月5日
2	西山	宮城野区燕沢二丁目	1.65	昭和50年6月5日
3	安養寺	宮城野区東仙台六丁目	4.48	昭和50年6月5日
4	木皿山	宮城野区柗江	5.76	昭和50年6月5日
5	奥津森	青葉区小松島新堤	0.51	昭和50年6月5日
6	瞑想の森	青葉区小松島四丁目	4.18	昭和50年6月5日
7	東照宮	青葉区東照宮一丁目	3.73	昭和50年6月5日
8	大崎八幡	青葉区八幡四丁目	4.26	昭和50年6月5日
9	霊屋	青葉区霊屋下	8.35	昭和50年6月5日
10	北川山	青葉区荒巻本沢二丁目ほか	3.16	昭和50年6月5日
11	国見四丁目I	青葉区国見四丁目	9.36	昭和50年6月5日
12	向山高校	太白区八木山緑町	0.55	昭和50年6月5日
13	仙岳院	青葉区東照宮一丁目	0.69	昭和50年6月5日
14	一の坂	青葉区国見一丁目	0.49	昭和50年6月5日
15	狐沢山	青葉区国見六丁目ほか	3.74	昭和50年6月5日
16	国見四丁目II	青葉区国見四丁目	0.44	昭和50年6月5日
17	金剛沢	太白区金剛沢一丁目	2.35	昭和50年6月5日
18	放山	青葉区荒巻字仁田谷地ほか	99.91	昭和50年6月5日
19	ラ・サールホーム	宮城野区東仙台六丁目	0.35	昭和51年10月20日
20	藤松	青葉区鷲ヶ森一丁目	1.04	昭和51年10月20日
21	北山	青葉区青葉町ほか	14.6	昭和51年10月20日
22	村上山	青葉区中山二丁目	0.61	昭和51年10月20日
23	愛宕山	太白区向山四丁目	4.25	昭和51年10月20日
24	西の平	太白区西の平二丁目	0.65	昭和51年10月20日
25	橋本農園	太白区大罫町	4.63	昭和51年10月20日
26	あびこの杜	太白区八木山弥生町	0.95	昭和51年10月20日
27	大泉山II	太白区八木山弥生町	0.56	昭和51年10月20日
28	大年寺山	太白区茂ヶ崎四丁目	7.43	昭和51年10月20日
29	小松島二丁目	青葉区小松島二丁目	0.63	昭和51年10月20日
30	与兵衛沼	青葉区蟹沢ほか	24.89	昭和53年1月27日
31	二ツ沢	太白区二ツ沢ほか	7.24	平成6年2月25日

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」（平成31年4月 仙台市）



凡例

-  計画地
-  区界
-  保存樹木
-  保存樹林(点)
-  保存樹林(線)
-  保存緑地

出典：

「杜の都の名木・古木」(平成 29 年 3 月 仙台市)
 「緑の保全/保存樹林」(仙台市 HP 令和 2 年 6 月閲覧)
<http://www.city.sendai.jp/ryokuchihozen/kurashi/shizen/midori/mesho/hozen/index.html>
 「仙台市公園・緑地等配置図」(平成 31 年 4 月 仙台市)

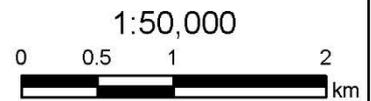


図3.2-15 保存樹木等位置図

⑥ 広瀬川の清流を守る条例

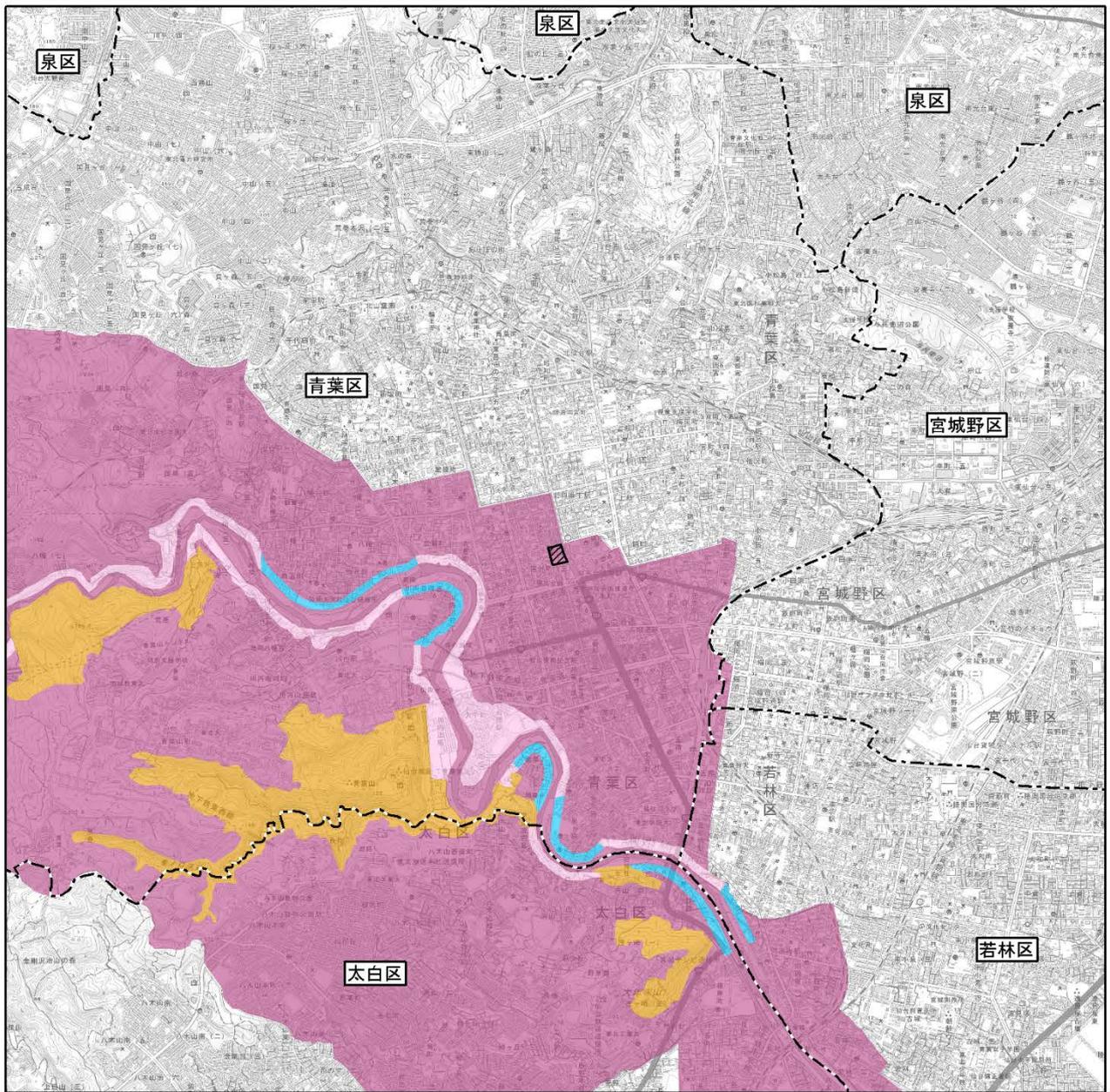
「広瀬川の清流を守る条例」は、「市民共有の財産である美しい広瀬川の清流を保全し次代へ引き継いでゆく」ことを目的として昭和 49 年に制定された、仙台市独自の条例である。

同条例では、広瀬川の豊かな自然環境や景観と良好な水質を一体的に保全していくために、河岸の自然環境や景観を守るための「環境保全区域」と、水質を守るための「水質保全区域」の 2 区域が指定されている。

環境保全区域では、建築行為など、広瀬川の自然環境や景観の保全に支障を及ぼすおそれのある行為を行う際はあらかじめ市長の許可が必要となる。

水質保全区域においては、広瀬川の流域に工場等を設置し、広瀬川に水を排出しようとする場合は、あらかじめ市長の許可が必要となるほか、排水には規制基準が定められている。汚水を全て公共下水道（汚水）に接続する場合は許可不要とされている。

広瀬川の清流を守る条例の指定区域は図 3.2-16 に示すとおりとなっており、計画地は水質保全区域内に位置している。



凡例

-  計画地
-  区界
-  特別環境保全区域
-  第一種環境保全区域
-  第二種環境保全区域
-  水質保全区域

出典：「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」
 (仙台市 HP 令和 2 年 6 月閲覧)



1:50,000



図3.2-16 広瀬川の清流を守る条例指定区域図

イ 公害防止に係る指定地域、環境基準の類型指定の状況

① 大気汚染

A. 環境基準

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日（平成 30 年法律第 50 号））に基づき、全国一律に定められており、その内容は表 3.2-28 及び表 3.2-29 に示すとおりである。なお、仙台市において策定された「杜の都環境プラン仙台市環境基本計画 2011-2020（改定版）」（平成 28 年 3 月仙台市）では、二酸化窒素定量目標を「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm（国の環境基準のゾーン下限値）以下であること」としている。

表3.2-28 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。 (48.5.16 告示)
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。(48.5.8 告示)
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。(48.5.8 告示)
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。 (53.7.11 告示)
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。(48.5.8 告示)
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。(H21.9.9 告示)

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：

「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48.5.8 環告 25 改正 昭 48 環告 35・昭 53 環告 38・昭 56 環告 47・平 8 環告 73）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53.7.11 環告 38 改正 平 8 環告 74）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21.9.9 環告 33）

表3.2-29 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。(H30.11.19告示)
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20告示)

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」

(平成9.2.4 環告4 改正 平成13.4.20 環告30 改正 平成30.11.19 環告100)

B. 大気汚染防止法

大気汚染防止法では、固定発生源（工場や事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等は、この基準を守らなければならない。

大気汚染防止法に基づく、大気汚染物質に対する規制方式とその概要は、表 3.2-30 に示すとおりである。また、大気汚染防止法の対象となる、粉じんに係る発生施設は表 3.2-31 及び表 3.2-32、ばい煙に係る発生施設は表 3.2-33 に示すとおりである。

表3.2-30 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要

物質名		主な発生の形態等	規制の方式と概要	
ばい煙	硫黄酸化物 (SOx)	ボイラー、廃棄物焼却炉等における燃料や鉱石等の燃焼	1) 排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(量)を設定 許容排出量(Nm ³ /h) = K × 10 ⁻³ × He ² 一般排出基準: K = 3.0 ~ 17.5 特別排出基準: K = 1.17 ~ 2.34 計画地: K = 7.0 2) 季節による燃料使用基準 燃料中の硫黄分を地域ごとに設定。 硫黄含有率: 0.5 ~ 1.2%以下 計画地: K = 0.7% 3) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定	
	ばいじん	同上及び電気炉の使用	施設・規模ごとの排出基準(濃度) 一般排出基準: 0.04 ~ 0.5g/Nm ³ 特別排出基準: 0.03 ~ 0.2g/Nm ³	
	有害物質	カドミウム(Cd) カドミウム化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0mg/Nm ³
		塩素(Cl ₂)、 塩化水素(HCl)	化学製品反応施設や廃棄物焼却炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 塩素: 30mg/Nm ³ 塩化水素: 80, 700mg/Nm ³
		フッ素(F)、フッ化水素(HF)等	アルミニウム精錬用電解炉やガラス製造用溶融炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0 ~ 20mg/Nm ³
鉛(Pb)、 鉛化合物		銅、亜鉛、鉛の精錬施設等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 10 ~ 30mg/Nm ³	
	窒素酸化物(NO _x)	ボイラーや廃棄物焼却炉等における燃焼、合成、分解等	1) 施設・規模ごとの排出基準 60 ~ 950ppm 2) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定	
揮発性有機化合物(VOC)		VOCを排出する次の施設 化学製品製造・塗装・接着・印刷における乾燥施設、吹付塗装施設、洗浄施設、貯蔵タンク	施設ごとの排出基準 400 ~ 60,000ppmC	
粉じん	一般粉じん	ふるいや堆積場等における鉱石、土砂等の粉砕・選別、機械的処理、堆積	施設の構造、使用、管理に関する基準 集じん機、防塵カバー、フードの設置、散水等	
	特定粉じん(石綿)	切断機等における石綿の粉砕、混合その他の機械的処理 吹き付け石綿使用建築物の解体・改造・補修作業	事業場の敷地境界基準 濃度 10本/リットル 建築物解体時等の除去、囲い込み、封じ込め作業に関する基準	
特定物質(アンモニア、一酸化炭素、メタノール等 28物質)		特定施設において故障、破損等の事故時に発生	事故時における措置を規定 事業者の復旧義務、都道府県知事への通報等	
有害大気汚染物質	248物質(群) このうち「優先取組物質」として 23物質		知見の集積等、各主体の責務を規定 事業者及び国民の排出抑制等自主的取組、国の科学的知見の充実、自治体の汚染状況把握等	
	指定物質	ベンゼン	ベンゼン乾燥施設等	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 50 ~ 600mg/Nm ³ 既設: 100 ~ 1500mg/Nm ³
		トリクロロエチレン	トリクロロエチレンによる洗浄施設等	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150 ~ 300mg/Nm ³ 既設: 300 ~ 500mg/Nm ³
		テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機等	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150 ~ 300mg/Nm ³ 既設: 300 ~ 500mg/Nm ³

*ばいじん及び有害物質については、都道府県は条例で国の基準より厳しい上乗せ基準を設定することができる。

*上記基準については、大気汚染状況の変化、対策の効果、産業構造や大気汚染源の変化、対策技術の開発普及状況等を踏まえ、随時見直しを行っていく必要がある。

*有害大気汚染物質：低濃度でも継続的な摂取により健康影響が懸念される物質

出典：「工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要」（環境省 令和2年6月閲覧）

<https://www.env.go.jp/air/osen/law/t-kisei1.html>

表3.2-31 一般粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令別表第2の施設番号	一般粉じん発生施設	規模
一	コークス炉	原料処理能力が一日当たり五〇トン以上であること。
二	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が一、〇〇〇平方メートル以上であること。
三	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限る、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が七五センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が〇・〇三立方メートル以上であること。
四	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が七五キロワット以上であること。
五	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が一五キロワット以上であること。

出典：「大気汚染防止法施行令 別表第二」（昭和43年政令第329号 最終改正 平成29年11月27日 平成29年政令第286号）

表3.2-32 特定粉じん（石綿）発生施設

大気汚染防止法施行令別表第2の2の施設番号	特定粉じん発生施設	規模
一	解綿用機械	原動機の定格出力が三・七キロワット以上であること。
二	混合機	原動機の定格出力が三・七キロワット以上であること。
三	紡織用機械	原動機の定格出力が三・七キロワット以上であること。
四	切断機	原動機の定格出力が二・二キロワット以上であること。
五	研磨機	原動機の定格出力が二・二キロワット以上であること。
六	切削用機械	原動機の定格出力が二・二キロワット以上であること。
七	破碎機及び摩砕機	原動機の定格出力が二・二キロワット以上であること。
八	プレス（剪断加工用のものに限る。）	原動機の定格出力が二・二キロワット以上であること。
九	穿孔機	原動機の定格出力が二・二キロワット以上であること。

出典：「大気汚染防止法施行令 別表第二の二」（昭和43年政令第329号 最終改正 平成29年11月27日 平成29年政令第286号）

表3.2-33 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設

番号	施設名	規模要件
一	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が一〇平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。
二	水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が一日当たり二〇トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。
三	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煏焼炉（一四の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が一時間当たり一トン以上であること。
四	金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（一四の項に掲げるものを除く。）	
五	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに一四の項及び二四の項から二六の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が一平方メートル以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が〇・五平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。
六	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
七	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
八	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であること。
八の二	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり六リットル以上であること。
九	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が一平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。
一〇	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（二六の項に掲げるものを除く。）	
一一	乾燥炉（一四の項及び二三の項に掲げるものを除く。）	
一二	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が一、〇〇〇キロボルトアンペア以上であること。
一三	廃棄物焼却炉	火格子面積が二平方メートル以上であるか、又は焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であること。
一四	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上であるか、火格子面積が〇・五平方メートル以上であるか、羽口面断面積が〇・二平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり二〇リットル以上であること。
一五	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が〇・一立方メートル以上であること。
一六	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が一時間当たり五〇キログラム以上であること。
一七	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
一八	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり三リットル以上であること。
一九	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、前三項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が一時間当たり五〇キログラム以上であること。
二〇	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流量が三〇キロアンペア以上であること。
二一	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が一時間当たり八〇キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。
二二	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く。）	伝熱面積が一〇平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が一キロワット以上であること。
二三	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が一時間当たり八〇キログラム以上であるか、火格子面積が一平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。
二四	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり一〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が四〇キロボルトアンペア以上であること。
二五	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり四リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇キロボルトアンペア以上であること。
二六	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が〇・一立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり四リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇キロボルトアンペア以上であること。
二七	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が一時間当たり一〇〇キログラム以上であること。
二八	コークス炉	原料の処理能力が一日当たり二〇トン以上であること。
二九	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。
三〇	ディーゼル機関	
三一	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり三五リットル以上であること。
三二	ガソリン機関	

出典：「大気汚染防止法施行令 別表第一」（昭和43年政令第329号 最終改正 平成29年11月27日 平成29年政令第286号）

② 騒音

A. 環境基準

騒音に係る環境基準は表 3.2-34、調査範囲の騒音に係る環境基準類型は図 3.2-17 に示すとおりである。計画地は商業地域（前掲図 3.2-2 参照）に該当するため、C 類型に該当する。

また、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号）が表 3.2-35 及び図 3.2-18 に示すとおり定められているが、計画地は指定地域に含まれていない。

表3.2-34 騒音に係る環境基準

地域類型	あてはめる地域	地域の区分	環境基準	
			昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
AA	青葉区荒巻字青葉の第2種中高層住居専用地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号の規定により定められた文教地区（公園の区域を除く。）に限る。）		50dB 以下	40dB 以下
A	1 第1種低層住居専用地域 2 第2種低層住居専用地域 3 第1種中高層住居専用地域 4 第2種中高層住居専用地域（Aの項に掲げる地域を除く。）	一般地域	55dB 以下	45dB 以下
		A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B	1 第1種住居地域 2 第2種住居地域 3 準住居地域 4 近隣商業地域（Aの項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。）	一般地域	55dB 以下	45dB 以下
		B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
C	1 近隣商業地域（Bの項に掲げる地域を除く。） 2 商業地域 3 準工業地域 4 工業地域	一般地域	60dB 以下	50dB 以下
		C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間（屋外） 幹線交通を担う道路に近接する空間（屋内）		70dB 以下	65dB 以下
			45dB 以下	40dB 以下

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路をいう。

「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端から2車線は15m、3車線以上は20mの範囲をいう。

出典：

「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環告64 改正 平成12年3月28日環告20 改正平成17年5月26日環告45 改正平成24年3月30日環告54）

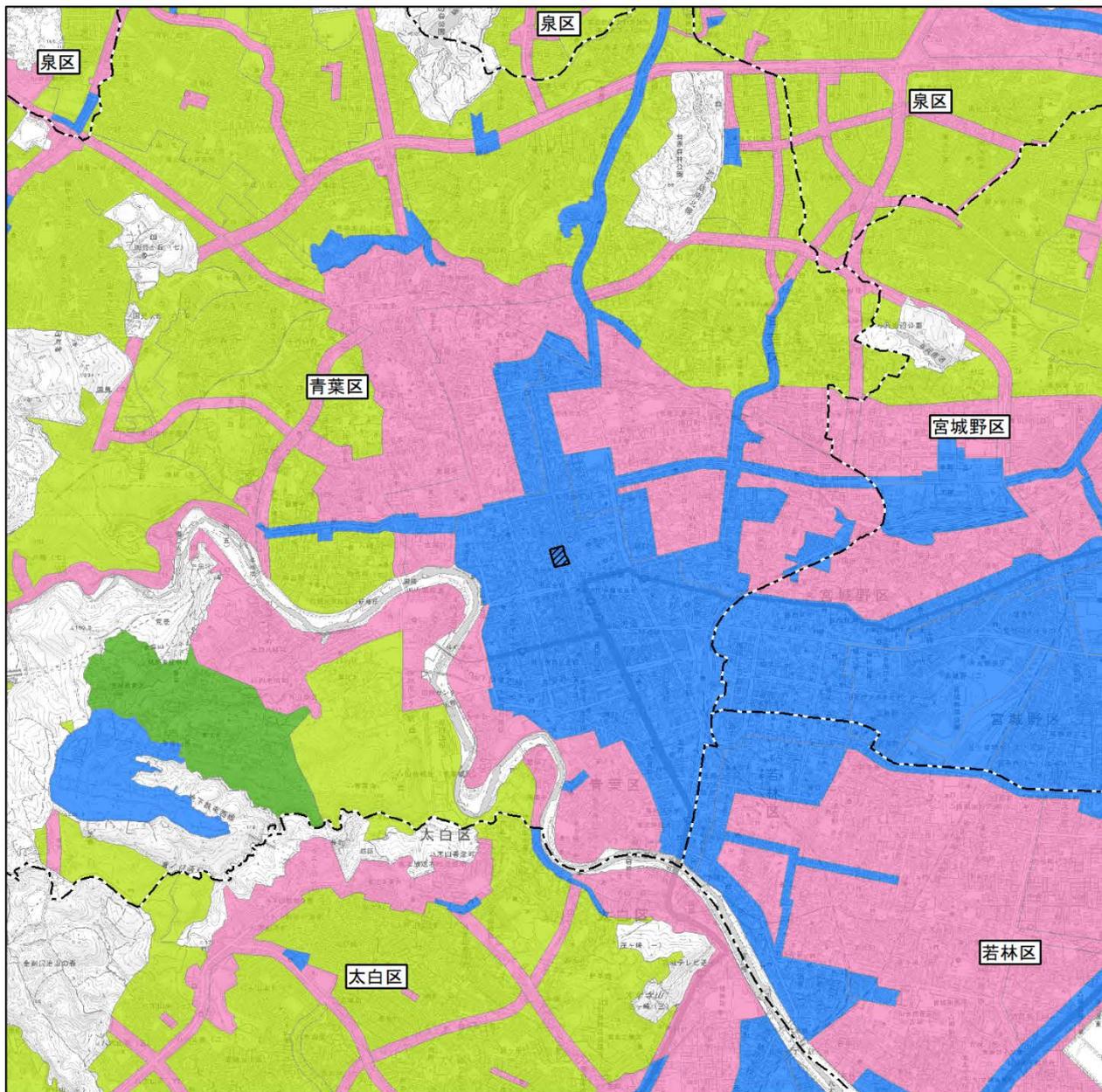
「騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定」（平成24年3月30日仙台市告示第126号）

表3.2-35 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域類型	類型を当てはめる地域	基準値
I	東北新幹線鉄道の本線及び側線の軌道中心線から両側にそれぞれ300メートル以内の区域（以下「沿線区域」という。）のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに別表第一下り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。	70dB 以下
II	沿線区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに別表第二下り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。	75dB 以下

出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（宮城県環境対策課 HP、令和2年6月閲覧）

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定」（昭和52年5月20日宮城県告示第387号、最終改正：平成30年3月23日宮城県告示第283号）



凡例

計画地

区界

騒音に係る環境基準類型

AA

A

B

C

出典：

「騒音に係る環境基準について地域の類型を当てはめる地域」

(平成 24 年 3 月 30 日 仙台市告示第 126 号)

「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス用途地域情報」(仙台

市都市整備局計画部都市計画課、令和 2 年 6 月閲覧)

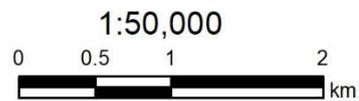
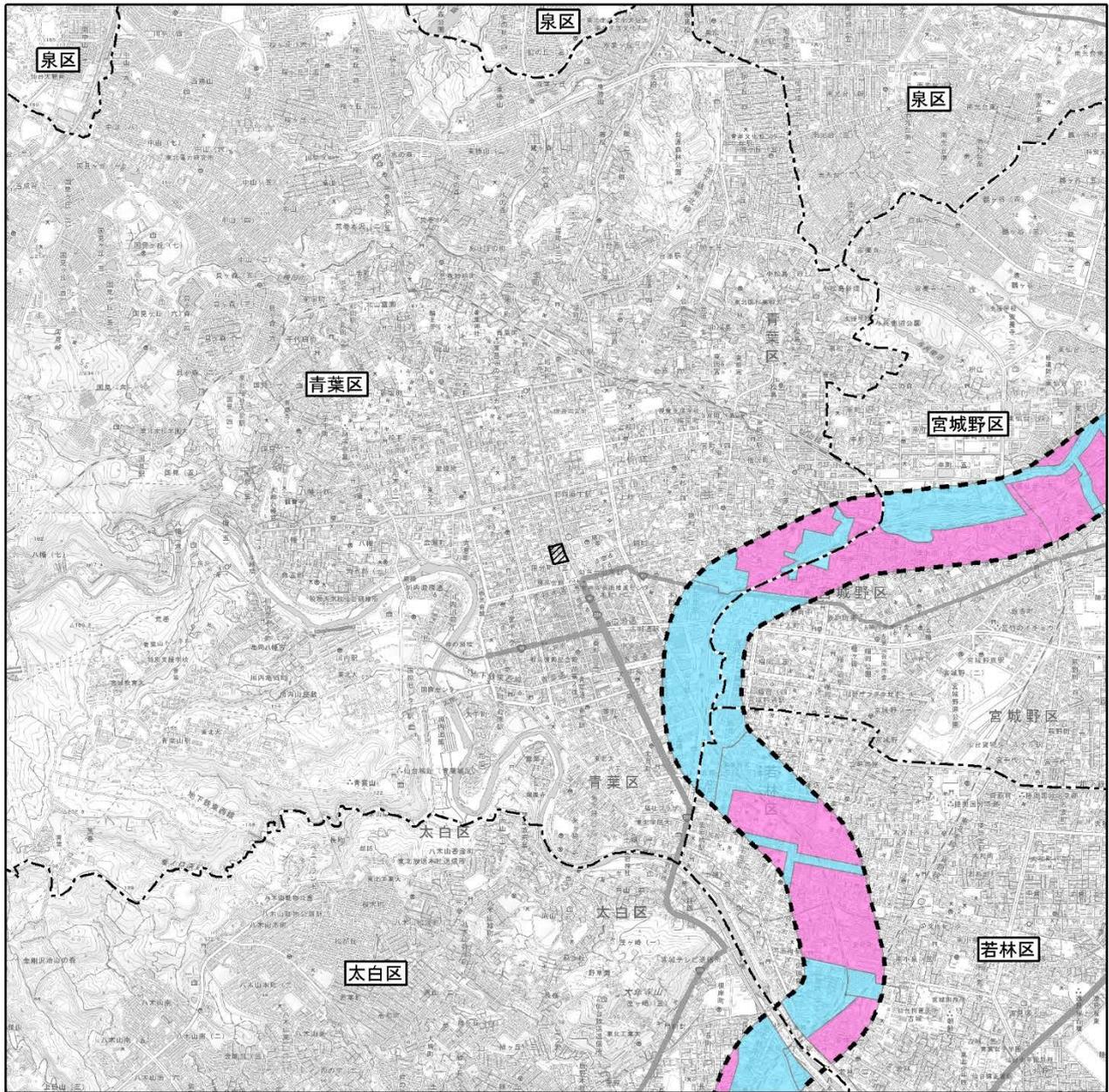


図3.2-17 騒音に係る環境基準類型区分図



凡例

計画地

区界

東北新幹線から300mの区域

類型

I

II

出典：

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定」
 (昭和52年5月20日宮城県告示第387号、最終改正：平成30年3月23日
 宮城県告示第283号)

「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス用途地域情報」(仙台市
 都市整備局計画部都市計画課、令和2年6月閲覧)

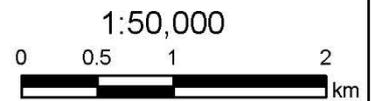


図3.2-18 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型

B. 要請限度

道路交通騒音に係る要請限度は表 3.2-36、調査範囲の自動車騒音の限度に係る区域の区分は図 3.2-19 に示すとおりである。

計画地は商業地域（前掲図 3.2-2 参照）に該当するため、c 区域に該当する。

表3.2-36 道路交通騒音に係る要請限度

区域の区分		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)	
a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、特別用途地区のうち文教地区として指定された区域（以下「文教地区」という。）	1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
		2 車線以上の道路に面する区域	70dB	65dB
b 区域	第一種住居地域、第二種住居地、準住居地域（文教地区を除く）、近隣商業地域で第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域に囲まれている区域、市街化調整区域	1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
		2 車線以上の道路に面する区域	75dB	70dB
c 区域	近隣商業地域（b 区域に該当する区域を除く）、商業地域、準工業地域、工業地域	道路に面する地域	75dB	70dB
特例	幹線交通を担う道路に近接する区域		75dB	70dB

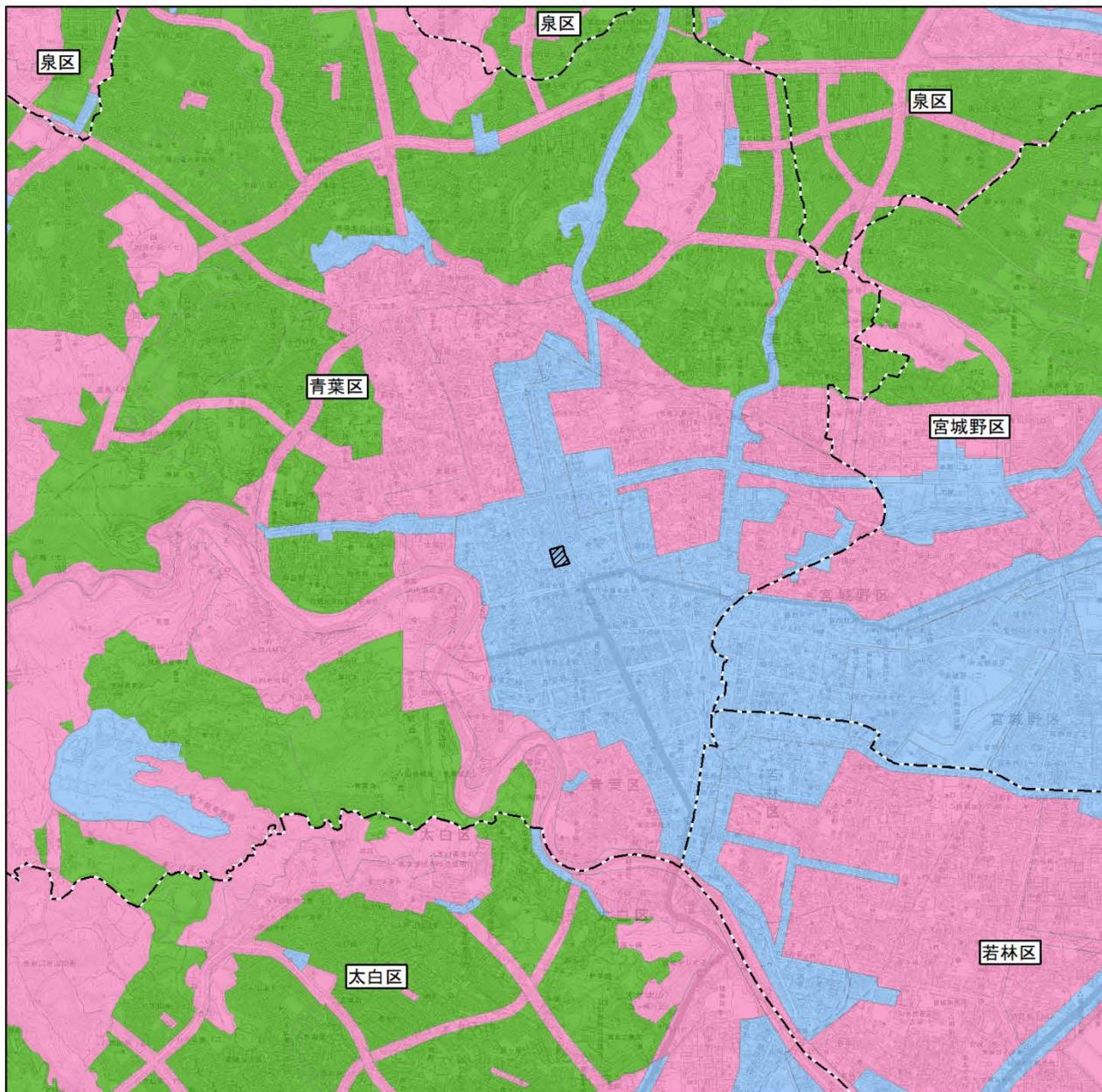
「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道及び自動車専用道路をいう。

「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端から 2 車線は 15m、3 車線以上は 20m の範囲をいう。

出典：

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号
改正：平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号）

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に規定する市長が定める区域について」（平成 12 年 3 月 27 日仙台市告示第 230 号 改正平成 12 年 12 月 21 日仙台市告示第 1208 号）



凡例

計画地

区界

道路交通騒音に係る要請限度

- a
- b
- c

出典：

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号 改正：平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号)

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域について」

(平成 12 年 3 月 27 日 仙台市告示第 230 号)

「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス用途地域情報」(仙台市都市整備局計画部都市計画課、令和 2 年 6 月閲覧)



1:50,000



図3.2-19 騒音に係る区域区分図

C. 規制基準

騒音規制法、仙台市公害防止条例に基づく特定施設については表 3.2-37、また、特定工場等に係る騒音の規制基準、特定・指定建設作業の騒音に係る規制基準については、表 3.2-38 及び表 3.2-39 に示すとおりである。計画地は商業地域（前掲図 3.2-2 参照）に該当するため、特定工場に係る規制においては第 3 種区域に、特定建設作業・指定建設作業においては 1 号区域の規制基準が適用となる。

表3.2-37 騒音に係る特定施設

番号	法律	条例	施設の種類の	規模又は能力	
1	○	○	金属加工機械	イ. 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上
				ロ. 製管機械	—
				ハ. ベンディングマシン(ロール式のものに限る)	原動機の定格出力が 3.75kW 以上
				ニ. 液圧プレス(矯正プレスを除く)	—
				ホ. 機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上
				ヘ. せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上
				ト. 鍛造機	—
				チ. ワイヤフォーミングマシン	—
				リ. プラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く)	—
				ヌ. タンブラー	—
ル. 切断機(といしを用いるものに限る)	—				
2	○	○	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上	
3	○	○	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上	
4	○	○	織機(原動機を用いるものに限る)	—	
5	○	○	建設用資材製造機械	イ. コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除く)	混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上
				ロ. アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上
6	○	○	穀物用製粉機(ロール式のものに限る)	原動機の定格出力が 7.5kW 以上	
7	○	○	木材加工機械	イ. ドラムバーカー	—
				ロ. チッパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上
				ハ. 碎木機	—
				ニ. 帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上
				ホ. 丸のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上
ヘ. かんな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上				
8	○	○	抄紙機	抄紙機	
9	○	○	印刷機械(原動機を用いるものに限る)	—	
10	○	○	合成樹脂射出成形機	—	
11	○	○	鋳造型機(ジョルト式のものに限る)	—	
12	—	○	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン(両施設とも、専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く)	出力が 3.75kW 以上	
13	—	○	クーリングタワー	電動機の定格出力が 0.75kW 以上	
14	—	○	バーナー	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で 1 時間あたり 15 リットル以上	
15	—	○	繊維工業の用に供する施設	1. 動力打綿機	—
				2. 動力混打綿機	—
				3. 紡糸機	—
16	—	○	コンクリート管、コンクリートポール又はコンクリートくいの製造機及びコンクリートブロック成型機	—	
17	—	○	金属製品の製造の用に供する施設	1. ニューマチックハンマー	—
				2. 製てい機	—
				3. 製びょう機	—
				4. 打抜機	電動機の定格出力が 2.25kW 以上
				5. 研削機	電動機の定格出力が 1.5kW 以上
18	—	○	土石、鉱物又はガラスの加工の用に供する施設	1. 切断機	—
				2. せん孔機	—
				3. 研磨機	—

※：「法律」＝騒音規制法に定める特定施設

※：「条例」＝宮城県公害防止条例に定める特定施設

出典：「騒音に係る特定施設の一覧」(宮城県 令和 2 年 6 月閲覧)

<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/95310.pdf>

表3.2-38 特定工場等に係る騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分			
	朝 午前6時から 午前8時まで	昼間 午前8時から 午後7時まで	夕 午後7時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 午前6時まで
第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び文教地区	45dB	50 dB	45 dB	40 dB
第2種区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域及び地域の指定のない地域	50 dB	55 dB	50 dB	45 dB
第3種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	55 dB	60 dB	55 dB	50 dB
第4種区域：工業地域	60 dB	65 dB	60 dB	55 dB

※上記規制基準は、工場等の敷地境界線における値。

※第2種区域、第3種区域又は第4種区域に所在する学校等（学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設）の敷地およびその周囲50mの区域内では、上記基準から5デシベルを減じた値とする。

※近隣商業地域でその周囲が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域であるものについては、騒音にあつては第2種区域の基準を、振動にあつては第1種区域の基準を適用する。

※都市計画区域外における県条例の特定事業場は、騒音にあつては第2種区域を、振動にあつては第1種区域の基準を適用する。

出典：

「騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」（平成8年3月29日仙台市告示第185号）

「宮城県公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日宮城県規則第79号）別表第2第4号

「公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日仙台市規則第25号）別表第2第1号

表3.2-39 特定建設作業騒音・指定建設作業騒音に係る基準（騒音規制法）

規制種別	1号区域	2号区域
基準値	85dB（特定建設作業）、80dB（指定建設作業）	
作業時間	午前7時から午後7時	特定建設作業：午前6時から午後10時 指定建設作業：午前6時から午後9時
1日における連続作業時間	10時間以内	14時間以内
同一場所における連続作業期間	6日以内	6日以内
日曜・休日における作業	禁止	

※：1号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内の地域

※：2号区域：工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の地域

出典：

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定により指定する区域について（平成8年3月29日仙台市告示第186号）

「仙台市公害防止条例施行規則第3条、別表第2第2号第4号」

③ 振動

A. 要請限度

道路交通振動に係る要請限度は、表 3.2-40 及び図 3.2-20 に示すとおりである。

計画地は商業地域（前掲図 3.2-2 参照）に該当するため、第二種区域に該当する。

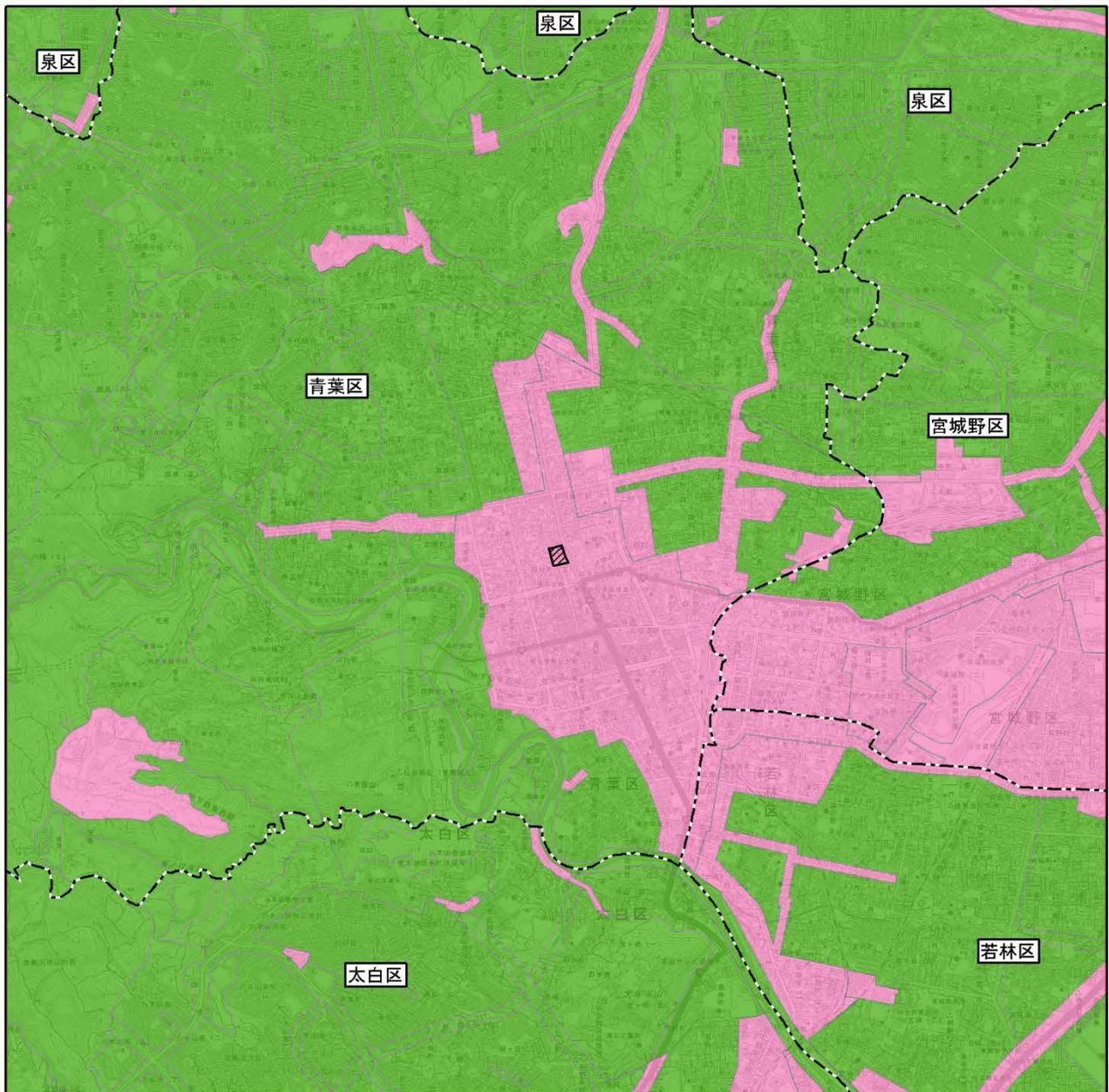
表3.2-40 道路交通振動に係る要請限度（振動規制法規則）

区域の区分	地域	昼間（午前8時から午後7時）	夜間（午後7時から翌日午前8時）
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域であるもの 市街化調整区域	60dB	55dB
第二種区域	近隣商業地域（第一種区域に該当する区域を除く） 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB	60dB

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号 改正：平成23年11月30日環境省令第32号）第12条

「振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」（平成8年3月29日 仙台市告示第188号 改正平成13年3月8日 仙台市告示239号 改正 平成27年6月22日 仙台市告示287号）

「振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考1に規定する区域及び同表備考2に規定する時間について」（平成8年3月29日 仙台市告示第190号）



凡例

計画地

区界

道路交通振動に係る要請限度

第一種区域

第二種区域

出典：

「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号 改正：平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号) 第 12 条

「振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号) 第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 188 号 改正平成 13 年 3 月 8 日 仙台市告示 239 号 改正 平成 27 年 6 月 22 日 仙台市告示 287 号)

「振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号) 別表第 2 備考 1 に規定する区域及び同表備考 2 に規定する時間について」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 190 号)

「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス用途地域情報」(仙台市都市整備局計画部都市計画課、令和 2 年 6 月閲覧)

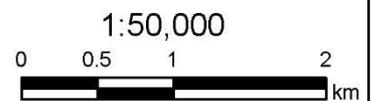


図3. 2-20 振動に係る区域区分図

B. 規制基準

振動規制法、仙台市公害防止条例に基づく特定施設については、表 3.2-41 に、また、特定工場等に係る騒音の規制基準、特定・指定建設作業の騒音に係る規制基準については、表 3.2-42 及び表 3.2-43 示すとおりである。

計画地は商業地域（前掲図 3.2-2 参照）に該当するため、工場・事業場等に係る振動の規制基準においては第 2 種区域、特定建設作業・指定建設作業における振動に係る基準においては、1 号区域の規制基準が適用となる。

表3.2-41 振動に係る特定施設

番号	法律	条例	施設の種類	規模又は能力	
1	○	○	金属加工機械	イ. 液圧プレス（矯正プレスを除く）	—
				ロ. 機械プレス	—
				ハ. せん断機	原動機の定格出力が 1kW 以上
				ニ. 鍛造機	—
			ホ. ワイヤフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5kW 以上	
2	○	○	圧縮機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上	
3	○	○	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上	
4	○	○	織機（原動機を用いるものに限る）	—	
5	○	○	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上	
			コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が 10kW 以上	
6	○	○	木材加工機械	イ. ドラムバーカー	—
				ロ. チッパー	原動機の定格出力が 2.2kW 以上
7	○	○	印刷機械	原動機の定格出力が 2.2kW 以上	
8	○	○	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く）	原動機の定格出力が 30kW 以上	
9	○	○	合成樹脂用射出成形機	—	
10	○	○	鋳造型機（ジョルト式のものに限る）	—	
11	—	○	金属加工の用に供する施設	1. 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上
				2. 製管機械	—
				3. ベンディングマシン（ロール式のものに限る）	原動機の定格出力が 3.75kW 以上
12	—	○	ディーゼルエンジン（専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く）	定格出力が 10kW 以上	
13	—	○	冷凍機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上	

※「法律」＝振動規制法に定める特定施設（振動規制法施行令別表第一）

※「条例」＝宮城県公害防止条例に定める特定施設（公害防止条例施行規則別表第一第五号）

出典：「振動の特定施設」（宮城県 令和 2 年 6 月閲覧）

<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/248557.pdf>

表3.2-42 工場・事業場等に係る振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前8時から 午後7時まで	夜間 午後7時から 午前8時まで
第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域及び地域の指定のない地域	60dB	55dB
第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65dB	60dB

※上記規制基準は、工場等の敷地境界線における値。

※学校等（学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設）の敷地およびその周囲50mの区域内では、上記基準から5デシベルを減じた値とする。

※近隣商業地域でその周囲が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域であるものについては、騒音にあつては第2種区域の基準を、振動にあつては第1種区域の基準を適用する。

※都市計画区域外における県条例の特定事業場は、騒音にあつては第2種区域を、振動にあつては第1種区域の基準を適用する。

出典：

「振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」（平成8年3月29日仙台市告示第188号）

「宮城県公害防止条例施行規則（平成7年9月27日宮城県規則第79号）別表第2第5号」

「公害防止条例施行規則（平成8年3月29日仙台市規則第25号）別表第2第3号」

表3.2-43 特定建設作業・指定建設作業における振動に係る基準

規制種別	1号区域	2号区域
基準値	75dB（特定建設作業）、75dB（指定建設作業※）	
作業時間	午前7時から午後7時	特定建設作業：午前6時から午後10時 指定建設作業：午前6時から午後9時
1日における連続作業時間	10時間以内	14時間以内
同一場所における連続作業期間	6日以内	6日以内
日曜・休日における作業	禁止	

※：1号区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内の地域

※：2号区域：工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の地域

出典：

「振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号）第11条、別表第1」

「振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域について」（平成8年3月29日仙台市告示第189号）

「仙台市公害防止条例施行規則第3条、別表第2第2号第4号」

④ 低周波音

低周波音は環境基準や規制基準が定められていない。環境省による参照値は、低周波音苦情を的確に対処するために物的苦情と心身に係る苦情に分けて示されている。

低周波音による物的苦情に関する参照値は、表 3.2-44 に示すとおりである。

低周波音による心身に係る苦情に関する参照値は、表 3.2-45 に示すとおりである。

表3.2-44 低周波音による物的苦情に関する参照値

1/3 オクターブバンド 中心周波数(Hz)	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50
1/3 オクターブバンド 音圧レベル(dB)	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99

※:低周波音による物的苦情に関する参照値は、上表とする。

出典:「低周波音問題対応の手引書」(平成16年6月環境省)

<https://www.env.go.jp/air/teishuha/tebiki/>

表3.2-45 低周波音による心身に係る苦情に関する参照値

1/3 オクターブバンド 中心周波数(Hz)	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
1/3 オクターブバンド 音圧レベル(dB)	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

出典:「低周波音問題対応の手引書」(平成16年6月環境省)

<https://www.env.go.jp/air/teishuha/tebiki/>

⑤ 悪臭

A. 悪臭防止法

「悪臭防止法」では、都道府県知事（政令指定都市の市長を含む）が悪臭物質の排出を規制する地域の指定、規制基準の設定を行うこととしている。

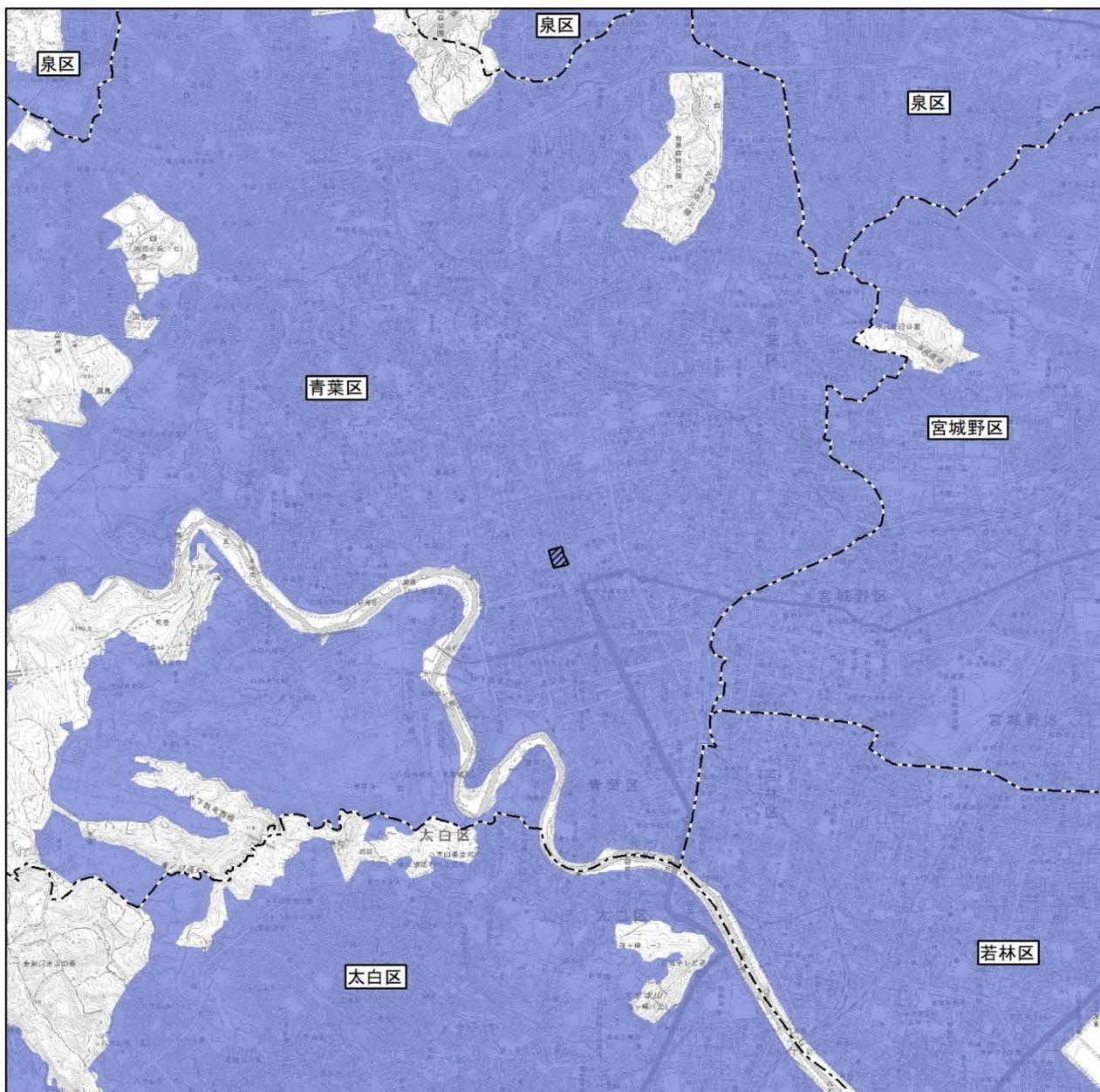
仙台市では、都市計画法に基づく市街化区域を規制地域として特定悪臭物質（22 項目）による規制が行われている。特定悪臭物質の種類及び許容濃度は表 3. 2-46、調査範囲の規制地域は図 3. 2-21 に示すとおりである。

計画地は規制地域に指定されている。

表3. 2-46 特定悪臭物質の種類及び許容濃度

番号	特定悪臭物質の種類	許容濃度 (ppm)
1	アンモニア	1
2	メチルメルカプタン	0. 002
3	硫化水素	0. 02
4	硫化メチル	0. 01
5	二硫化メチル	0. 009
6	トリメチルアミン	0. 005
7	アセトアルデヒド	0. 05
8	プロピオンアルデヒド	0. 05
9	ノルマルブチルアルデヒド	0. 009
10	イソブチルアルデヒド	0. 02
11	ノルマルバレルアルデヒド	0. 009
12	イソバレルアルデヒド	0. 003
13	イソブタノール	0. 9
14	酢酸エチル	3
15	メチルイソブチルケトン	1
16	トルエン	10
17	スチレン	0. 4
18	キシレン	1
19	プロピオン酸	0. 03
20	ノルマル酪酸	0. 001
21	ノルマル吉草酸	0. 0009
22	イソ吉草酸	0. 001

出典：「悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準について」
(仙台市環境局環境対策課 HP 令和 2 年 6 月閲覧)



凡例

-  計画地
-  区界
-  悪臭防止法による規制地域

出典：

「悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準について」
 (仙台市環境局環境対策課 HP、令和2年6月閲覧)
 「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス用途地域情報」(仙台市都市整備局計画部都市計画課、令和2年6月閲覧)

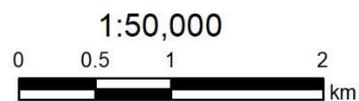


図3.2-21 悪臭防止法による規制地域図

B. 宮城県公害防止条例

宮城県公害防止条例では、県内全域（法規制地域を除く）を対象地域とし、(1)魚腸骨処理場
(2)有機質肥料製造施設を規制対象の事業場として、悪臭規制を行っている、宮城県公害防止条例における悪臭の規制基準は表 3.2-47 に示すとおりである。

表3.2-47 宮城県公害防止条例における悪臭の規制基準

規制基準	臭気指数
1号規制基準（敷地境界線上の規制基準）	臭気指数 15
2号規制基準（気体排出口の規制基準）	悪臭防止法第4条第二項第一号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第六条の二に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数
3号規制基準（排水の規制基準）	臭気指数 31

出典：「悪臭の規制基準について」（宮城県環境対策課 令和2年6月閲覧）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/kiseikijun.html>

「県内の悪臭に関する規制事務について」（宮城県 令和2年6月閲覧）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/index-akushu.html>

C. 宮城県悪臭公害防止対策要綱

悪臭防止法、宮城県公害防止条例の規制対象とならない施設等の悪臭問題については、県内全域を対象として、「悪臭公害防止対策要綱」による改善指導が仙台市により行われている。臭気測定方法として三点比較式臭気採点法が採用され、臭気強度による規制基準が敷地の境界線について設定されている。悪臭の判定基準は、三点比較式臭気採点法により、敷地境界において臭気強度 1.8 以下とされている。

出典：「宮城県悪臭公害防止対策要綱」（改正昭和56.8.1 昭和57.8.1 平成5.4.1）

「悪臭公害防止対策の概要」（宮城県 令和2年6月閲覧）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/taisaku.html>

D. 仙台市悪臭対策指導要綱

仙台市悪臭対策指導要綱においては、仙台市全域を対象範囲とし、「事業活動に伴い悪臭を排出することにより生活環境を阻害するおそれがある工場等」を対象として、悪臭に係る指導が行われている。同要綱における指導基準は、敷地境界線における臭気濃度 10 とされている。

出典：「仙台市悪臭対策指導要綱」（平成2年2月19日市長決裁）

https://www.city.sendai.jp/taiki/kurashi/machi/kankyohozen/kogai/boshitaisaku/documents/youkou_akusyu.pdf

⑥ 水質汚濁

A. 環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域を対象として、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）及び生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）が設定されている。また、人の健康の保護に関連する物質としてクロロホルム等の有機化学物質、農薬等 26 項目が「要監視項目」とされ、公共用水域における水質の監視の継続による知見の集積状況を勘案しつつ、環境基準項目への移行等が検討されている。

人の健康の保護に関する環境基準は表 3.2-48 に、要監視項目の指針値は表 3.2-49 に示すとおりである。生活環境保全に係る環境基準は表 3.2-50 に示すとおりである。

調査範囲内に位置する河川について、あてはめるべき水域及び類型は表 3.2-51 及び図 3.2-22 に示すとおりとなっており、調査範囲では、生活環境の保全に関する環境基準について、広瀬川（2）（鳴合橋から名取川合流点まで）が B 類型、梅田川（七北田川合流点より上流）及び笹川全域が C 類型に指定されている。水生生物の保全に関する環境基準については、広瀬川全域及び笹川全域が生物 A に類型指定されている。

表3.2-48 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふつ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表 1 人の健康の保護に関する環境基準」（昭和 46.12.28 環境庁告示第 59 号 最終改正 平 31 環告 46）

表3.2-49 公共用水域における要監視項目及び指針値

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェントロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	-
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（通知）」（平成 21 年 11 月 30 日 環水大発第 091130004 号 環水大土発第 091130005 号）

表3.2-50 生活環境保全に係る環境基準（河川）（1/2）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質濃度 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴、及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100ml 以下
B	水道 3 級、水産 2 級、及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100ml 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級、及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及び E 以下の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

※基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

※農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

※自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の 水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」（昭和 46.12.28 環境庁告示第 59 号 最終改正 平 31 環告 46）

表3.2-50 生活環境保全に係る環境基準（河川）（2/2）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg /L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg /L 以下	0.0006mg / L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg /L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg /L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

※基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」（昭和 46.12.28 環境庁告示第 59 号 最終改正 平 31 環告 46）

表3.2-51 水域類型あてはめ

指定区分	水系・水域	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日	指定機関
生活環境の保全に関する環境基準の類型指定	七北田川	梅田川 （七北田川合流点より上流）	C	イ	H17.9.16 （S45.9.1 閣議決定の改訂）	県
	名取川	笹川全域	C	ロ	S47.4.28	県
	名取川	広瀬川(2) （鳴合橋から名取川合流点まで）	B	ロ	S45.9.1	国
水生生物の保全に関する環境基準の類型指定	名取川	笹川全域	生物 A	イ	H23.8.5	県
	名取川	広瀬川全域	生物 A	イ	H23.8.5	県

※達成期間の欄の各記号の意義は次のとおり。

「イ」：直ちに達成

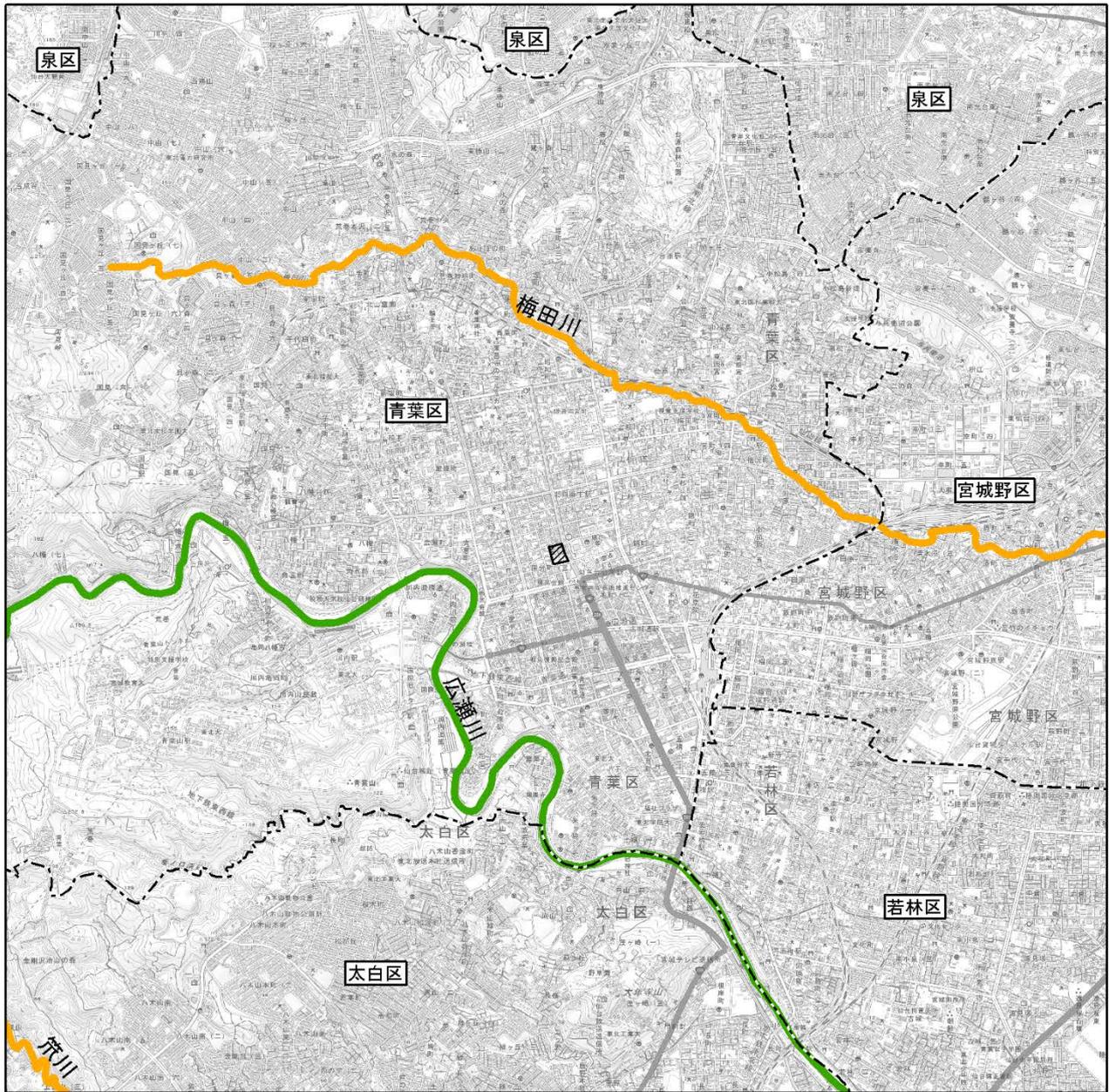
「ロ」：5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」：5年をこえる期間で可及的速やかに達成

「ニ」：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成を図る。

出典：「水質環境基準と水域類型あてはめ」（宮城県 令和 2 年 6 月閲覧）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/kijunandruikeih23.html>



凡例

計画地

区界

環境基準類型

環境基準の類型指定B

環境基準の類型指定C

出典：

「水質環境基準と類型あてはめ」(宮城県環境対策課 HP、令和2年6月閲覧)

「令和元年版宮城県環境白書(資料編)水環境関係資料」(宮城県環境対策課)



1:50,000



図3.2-22 生活環境保全に係る環境基準類型の設定状況

B. 排水基準

「水質汚濁防止法」に定められている特定施設を有する工場・事業場の排水規制は、「水質汚濁防止法」、「宮城県公害防止条例」「仙台市公害防止条例」に基づき実施されている。有害物質以外項目については、「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年12月23日宮城県条例第40号）に基づき、仙台市域を対象として一部の項目について上乘せ規制が行われている。これらの排水基準は、表3.2-52及び表3.2-53に示すとおりである。

表3.2-52 水質汚濁に係る排水基準（有害物質）

項目	単位	一律排水基準 (法指定)	宮城県公害防止条例	仙台市公害防止条例
カドミウム及びその化合物	mg Cd/L	0.03	0.03	0.1
シアン化合物	mg CN/L	1	1	1
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	mg/L	1	1	1
鉛及びその化合物	mg Pb/L	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物	mg Cr(VI)/L	0.5	0.5	0.5
砒素及びその化合物	mg As/L	0.1	0.1	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg Hg/L	0.005	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	—	検出されないこと。	検出されないこと。	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.3
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1	1	0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	0.02	0.02
チウラム	mg/L	0.06	0.06	0.06
シマジン	mg/L	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.2	0.2
ベンゼン	mg/L	0.1	0.1	0.1
セレン及びその化合物	mg Se/L	0.1	0.1	0.1
ほう素及びその化合物（海域以外の公共用水域に排出されるもの）	mg B/L	10	10	—
ほう素及びその化合物（海域に排出されるもの）	mg B/L	230	230	—
ふっ素及びその化合物（海域以外の公共用水域に排出されるもの）	mg F/L	8	8	—
ふっ素及びその化合物（海域に排出されるもの）	mg F/L	15	15	—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 mg/L	100	100	—
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	0.5	—

※：「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：

「排水基準を定める省令」（昭和四十六年総理府令第三十五号）施行日：平成30年10月1日 最終更新：平成30年8月28日公布（平成30年環境省令第18号）改正）

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsq0500/detail?lawId=346M50000002035

「宮城県公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日宮城県規則第79号 最終改正令和元年10月25日規則第76号）

<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/762024.pdf>

「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日 規則第25号）

<https://kra600.legal-square.com/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView#e000000634>

表3.2-53 水質汚濁に係る排水基準（有害物質以外）

項目	単位	一律排水基準 (法指定)	特別排水基準		宮城県 公害防止条例	仙台市 公害防止条例	
			下水道 整備地域	その他の地域			
水素イオン濃 度(水素指数) (pH)	海域以外の公 共用水域に排 出されるもの：	—	5.8～8.6	—	—	5.8～8.6	5.8～8.6
	海域に排出さ れるもの：	—	5.0～9.0	—	—	5.0～9.0	5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	160 (120)	30 (20)	130 (100)	160 (120)	160 (120)	
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	160 (120)	—	—	160 (120)	160 (120)	
浮遊物質 (SS)	mg/L	200 (150)	90 (70)	—	200 (150)	200 (150)	
ノルマルヘキ サン抽出物質 含有量	鉱油類含有量	mg/L	5	—	—	5	5
	動植物油脂類 含有量	mg/L	30	—	—	30	30
フェノール類含有量	mg/L	5	—	—	5	5	
銅含有量	mg/L	3	—	—	3	3	
亜鉛含有量	mg/L	2	—	—	2	5	
溶解性鉄含有量	mg/L	10	—	—	10	10	
溶解性マンガン含有量	mg/L	10	—	—	10	10	
クロム含有量	mg/L	2	—	—	2	2	
大腸菌群数	個/cm3	(3000)	—	—	(3000)	(3000)	
窒素含有量	mg/L	120 (60)	—	—	120 (60)	—	
燐含有量	mg/L	16 (8)	—	—	16 (8)	—	
弗素含有量	mg/L	—	—	—	—	15	

※：() は日間平均

※：「特別排水基準」とは「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（宮城県）」による上乗せ規制

※：「特別排水基準」の対象範囲は、「仙台市内水域：広瀬川（右岸仙台市青葉区作並字神の前東5の2番地／左岸仙台市青葉区作並字壇の原18の2番地（相生橋）から名取川との合流点まで）及び梅田川（仙台市青葉区中山3丁目6番地（うどう溜池）から七北田川との合流点まで）」

出典：

「排水基準を定める省令」（昭和四十六年総理府令第三十五号）施行日：平成30年10月1日 最終更新：平成30年8月28日公布（平成30年環境省令第18号）改正）

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=346M50000002035

「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年12月23日宮城県条例第40号）

<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/222733.pdf>

「宮城県公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日宮城県規則第79号 最終改正令和元年10月25日規則第76号）

<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/762024.pdf>

「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日 規則第25号）

<https://kra600.legal-square.com/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView#e000000634>

下水道法に規定される特定事業場等から公共下水道へ排除される下水については、下水道法や市町村で定める下水道条例による規制があり、下水道法（施行令）では、以下の通り排出基準（排出水の水質基準）が定められている。

表3.2-54 下水排除基準

項目	排除基準値※1
水温※2	45 (40) °C未満
水素イオン濃度 (pH) ※2	pH5.0 を超え pH9.0 (pH5.7 を超え pH8.7)
生物化学的酸素要求量 (BOD) ※2	600 (300) mg/l 未満
浮遊物質 (SS) ※2	600 (300) mg/l 未満
沃素消費量	220mg/l 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	5mg/l 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	30mg/l 以下
カドミウム及びその化合物	0.03mg/l 以下
シアン化合物	1mg/l 以下
有機燐化合物	1mg/l 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/l 以下
六価クロム化合物	0.5mg/l 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/l 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/l 以下
ジクロロメタン	0.2mg/l 以下
四塩化炭素	0.02mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/l 以下
チウラム	0.06mg/l 以下
シマジン	0.03mg/l 以下
チオベンカルブ	0.2mg/l 以下
ベンゼン	0.1mg/l 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/l 以下
ほう素及びその化合物 (海域への排出)	230mg/l 以下
ほう素及びその化合物 (海域以外への排出)	10mg/l 以下
ふっ素及びその化合物 (海域への排出)	15mg/l 以下
ふっ素及びその化合物 (海域以外への排出)	8mg/l 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/l 以下
フェノール類	5mg/l 以下
銅及びその化合物	3mg/l 以下
亜鉛及びその化合物	2mg/l 以下
鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/l 以下
マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/l 以下
クロム及びその化合物	2mg/l 以下
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量※2	380 (125) mg/l 未満
窒素含有量※2※4	240 (150) mg/l 未満
りん含有量※2※4	32 (20) mg/l 未満
ダイオキシン類※3	10pg/l 以下

※1 市町村の公共下水道条例で異なる基準値が定められている場合は、その基準値を適用。

※2 () 内は製造業又はガス供給業の用に供する施設に適用する基準。

※3 規制対象となる事業場のみ適用。

※4 水濁法第3条第1項の規定により環境省令に定められた窒素含有量または、りん含有量についての排出基準がその放流水に適用される下水道に排除する下水にのみ適用。

出典：「下水排除基準」（宮城県 HP、令和2年6月閲覧）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ktkm-wwt/haijoki.jun.html>

C. 農業用水基準

「農業（水稲）用水基準」は農林水産省が昭和44年春から約1ヶ年間、汚濁物質別について「水稲」に被害を与えない限度濃度を検討し、学識経験者の意見も取り入れて昭和45年3月に定めた基準である。法的効力はないが、水稲の正常な生育のために望ましい灌漑用水の指標として利用されている。

農業（水稲）用水基準は、表3.2-55に示すとおりである。

表3.2-55 農業（水稲）用水基準

項目	基準値
pH(水素イオン濃度)	6.0～7.5
COD(化学的酸素要求量)	6 mg/L 以下
SS(浮遊物質)	100 mg/L 以下
DO(溶存酸素)	5 mg/L 以上
T-N(全窒素濃度)	1 mg/L 以下
電気伝導度(塩類濃度)	0.3 mS/cm 以下
重金属 As(ヒ素)	0.05 mg/L 以下
重金属 Zn(亜鉛)	0.5 mg/L 以下
重金属 Cu(銅)	0.02 mg/L 以下

出典：「令和元年版宮城県環境白書資料編」（令和元年12月 宮城県）

⑦ 地下水汚染

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として28項目について設定されている。この他、クロロホルム等有機化学物質、農薬等24項目が「要監視項目」とされ、地下水における水質の監視の継続による知見の集積状況を勘案しつつ、環境基準項目への移行等が検討されている。地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表3.2-56及び要監視項目の指針値は表3.2-57に示すとおりである。

表3.2-56 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下
1,2ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

※基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

※1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号 最終改正 平31環告54）

表3.2-57 地下水における要監視項目及び指針値

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロロニトロフェン (CNP)	-
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下

出典:「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について (通知)」(平成 21 年 11 月 30 日 環水大発第 091130004 号 環水大土発第 091130005 号)

⑧ 地盤沈下

宮城県では地下水採取規制地域として、「工業用水法」における指定区域、及び「宮城県公害防止条例」における規制区域において、動力を用いて地下水を採取するための設備であって揚水機の吐出口の断面積が 6 平方センチメートルを超えるものを設置し、地下水を採取する場合に届出が必要とされている。計画地は、地下水採取規制地域には指定されていない。

⑨ 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は 27 項目について設定されている。土壌の汚染に係る環境基準は、表 3.2-58 に示すとおりである。

表3.2-58 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。

※：環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

※：カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

※：「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※：有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

※：1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌環境基準」（平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号 最終改正 平成 31 環告 48）

⑩ ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成十一年法律第五号）第七条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準は、表 3.2-59 に示すとおりである。

表3.2-59 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/l 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

※基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

※大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

※土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。

※土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日 環境庁告示第68号 最終改正 平成21環告11）

⑪ アスベスト

アスベストによる健康障害の防止のため、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等により、アスベストの解体等の作業に関する手続きや方法、廃棄物としての処理方法等について表 3.2-60 に示すとおり、規定が定められている。

表3.2-60 アスベストに関する主な法規制等

法規制等	最終改正	概要
大気汚染防止法	平成29年6月2日公布（平成29年法律第45号）	特定粉じん（アスベスト）の発生施設における敷地境界における大気中濃度、及び排出等作業についての作業基準が定められている。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	平成29年6月16日公布（平成29年法律第61号）	特別管理産業廃棄物である飛散性アスベスト、産業廃棄物である非飛散性アスベストについての、保管・収集運搬時の飛散・流出防止措置や、中間処理における融解・無害化処理等への限定等について定められている。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成26年6月4日公布（平成26年法律第55号）	非飛散性アスベストについて、粉砕に伴う飛散防止のため、解体工事の施工及び非飛散性アスベストの処理において、粉じん飛散を起こさないような措置を講ずる必要があるとしている。
石綿障害予防規則	平成30年4月6日厚生労働省令第59号	建築物の解体工事等に伴う、石綿ばく露防止のため、労働安全衛生法に基づく規則として制定されており、吹き付けられた石綿の除去などについての措置、石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材の措置等について定められている。

⑫ 日照阻害

「建築基準法」及び「宮城県建築基準条例」に基づく宮城県内（仙台市含む）の日影規制は、表3.2-61 に示すとおりである。

計画地は商業地域（前掲図3.2-2参照）に該当するため、日影規制の対象外である。

表3.2-61 仙台市の日影規制

対象地域	建築基準法別表 第4(に)欄	制限を受ける 建築物	平均地盤面 からの高さ	日影時間	
				敷地境界線 から10m以内	敷地境界線 から10m超
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	(1)	軒の高さ7m超 又は3階以上	1.5m	3時間	2時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	(2)	高さ10m超	4.0m	4時間	2.5時間
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	(2)	高さ10m超	4.0m	5時間	3時間

※工業地域、工業専用地域、商業地域、市街化調整区域については規制はない。

出典：「仙台市の日影規制」（仙台市 令和2年6月閲覧）

<https://www.city.sendai.jp/toshi-kekakuchose/kurashi/machi/kaihatsu/toshikekaku/shosai/documents/hikage.pdf>

ウ 災害防止に係る指定地域等の状況

① 急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域

調査範囲の指定区域は、図 3.2-23 に示すとおりとなっている。

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域は、計画地近傍では広瀬川左岸の広瀬町澱橋付近で3か所、大手町の大橋付近で2か所が指定されている。

「砂防法」及び「地すべり等防止法」に基づく砂防指定地及び地すべり防止区域は、計画地西側の仙台市青葉区荒巻の広瀬川左岸付近、及び仙台市太白区大年寺付近に複数箇所が指定されているが、計画地近傍には指定箇所はない。

出典：「せんだいぐらしのマップ（土砂災害危険地マップ）」（仙台市 HP 令和2年6月閲覧）
<https://www2.wagmap.jp/sendacity/Portal>

② 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）

調査範囲の指定区域は、図 3.2-24 に示すとおりである。

計画地の北側の七北田丘陵、及び南西側の名取丘陵に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害のおそれのある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）が、複数指定されているが、計画地近傍には指定箇所はない。

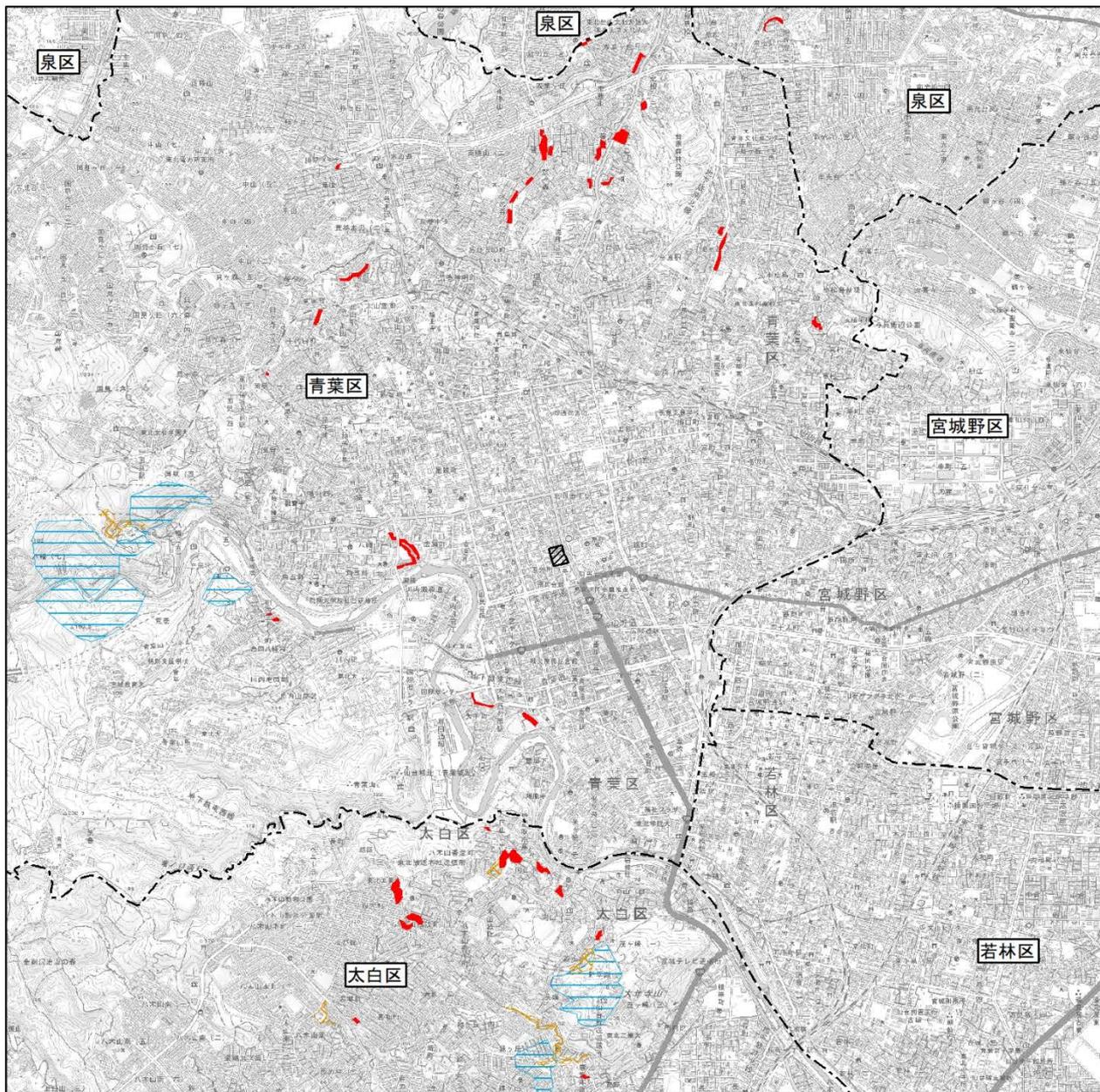
出典：「せんだいぐらしのマップ（土砂災害危険地マップ）」（仙台市 HP 令和2年6月閲覧）
<https://www2.wagmap.jp/sendacity/Portal>

③ 土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）

調査範囲の指定区域は、図 3.2-25 に示すとおりである。

計画地北側の七北田丘陵に多くの急傾斜危険箇所がみられるほか、計画地南西側の青葉山周辺で、急傾斜危険箇所、土石流危険箇所、地すべり危険箇所が多く分布しているが、計画地近傍にはいずれの危険箇所も存在しない。

出典：「宮城県砂防総合情報システム 土砂災害警戒区域等確認マップ」（令和2年6月 宮城県）
<http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/>



凡例

-  計画地
-  区界
-  急傾斜地崩壊危険区域
-  砂防指定地
-  地すべり防止区域

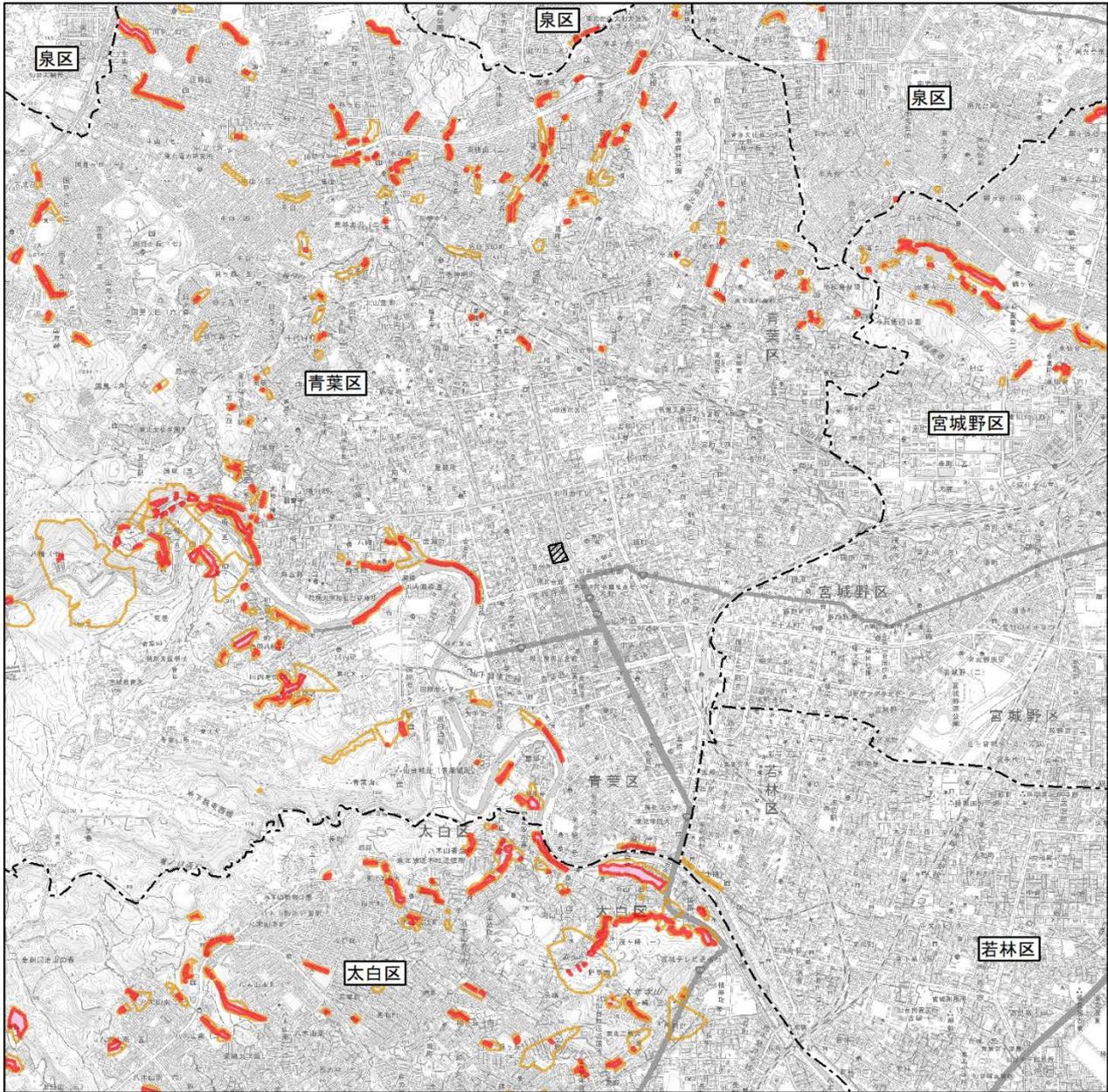
出典：「せんだいぐらしのマップ（土砂災害危険地マップ）」
 （仙台市 HP 令和 2 年 6 月閲覧）



1:50,000



図3. 2-23 急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域図



凡例

-  計画地
-  区界
-  土砂災害特別警戒区域
-  土砂災害警戒区域

出典：「せんだいくらしのマップ（土砂災害危険地マップ）」
 （仙台市 HP 令和 2 年 6 月閲覧）

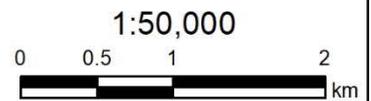
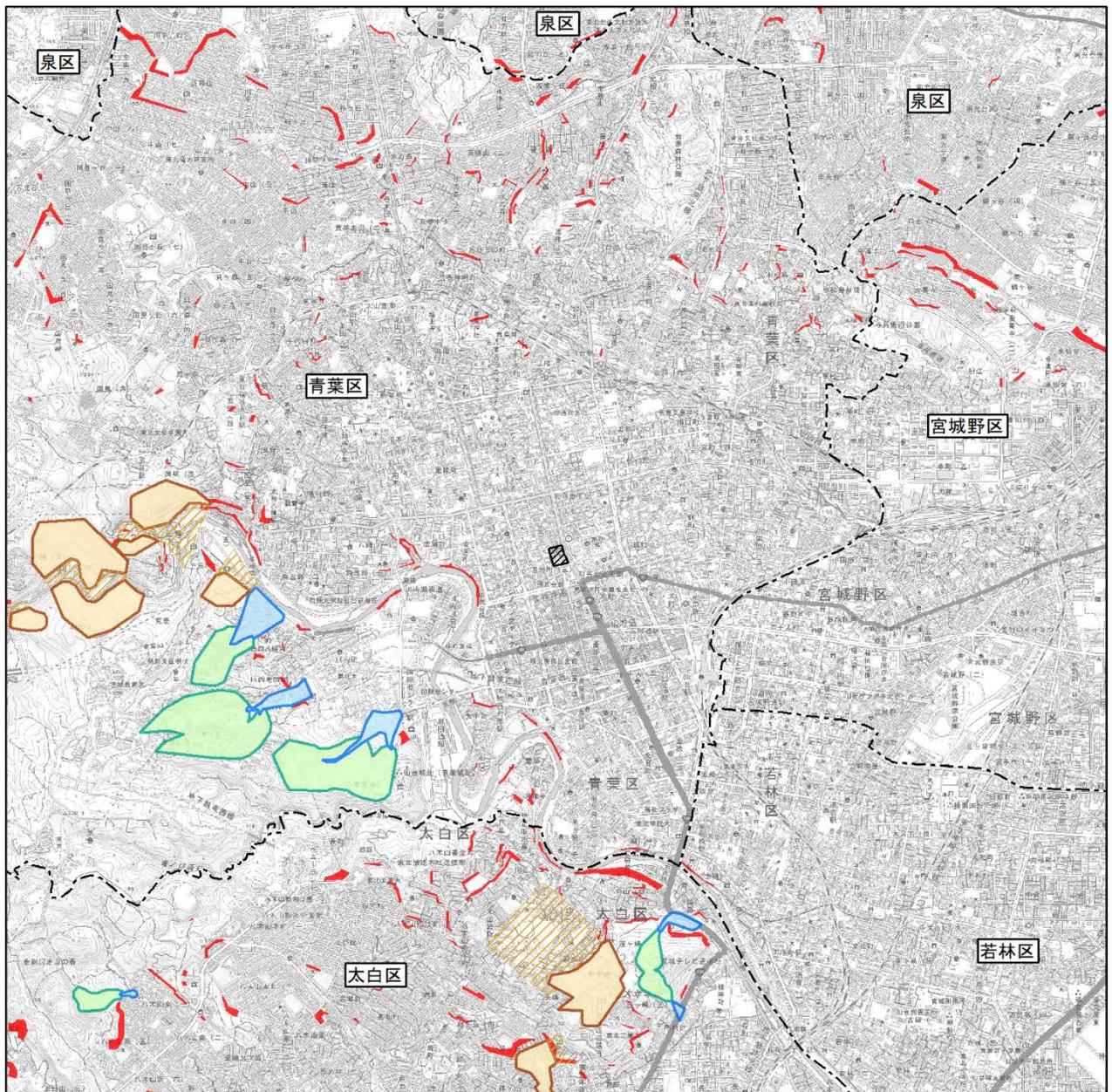


図3.2-24 土砂災害警戒区域図



凡例

-  計画地
-  区界
-  急傾斜地崩壊危険箇所
-  土石流危険区域
-  土石流危険溪流
-  地すべり危険箇所(地すべり危険箇所)
-  地すべり危険箇所(移動土塊の到達範囲)

出典：「せんだいくらしのマップ（土砂災害危険地マップ）」
 （仙台市 HP 令和 2 年 6 月閲覧）

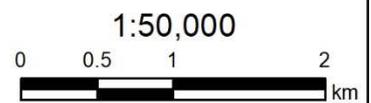


図3. 2-25 土砂災害危険箇所図

エ 景観計画（景観法）

仙台市では、育まれた杜の都のすばらしい景観を次の世代へ引き継ぐことを目的として、「杜の都の風土を育む景観条例」を平成7年3月に制定した。この条例は3つの原則（基本原則、市の責務、市民・事業者の責務）と7つの方策（景観計画の策定、計画区域内の行為の届出等、景観地区の指定、杜の都景観重要建造物等の指定、景観総合審議会等の設置、表彰・助成等の実施、杜の都景観協定の締結・景観まちづくり協議会の認定等）によって構成されている。この条例にもとづいて「杜の都の風土」を仙台固有の財産と位置づけ、緑に囲まれた風景に調和する建築物等を誘導し、都市の顔となる魅力ある街並みとして、定禅寺通や宮城野通の景観形成地区の指定を行うなど、市民との協働によるまちづくりを進められてきた。

平成21年には、これらの取り組みをより実効性の高い施策として展開し、仙台の伝統と個性を誰もが実感できる都市の創生を図るものとして、景観法に基づく景観計画として、「仙台市「杜の都」景観計画」が策定・施行（平成25年改訂）された。

同計画では、都市と自然とが調和し共生する「杜の都」としての一体的な景観形成を高めるため、市全域を「景観計画区域」に、そのうち、旧城下町の区域を、「杜の都」の顔となる地域として、広瀬川や青葉山等の緑に囲まれたさらなる魅力的な都市空間を育むため、「景観計画区域」における「景観重点区域」として指定している。

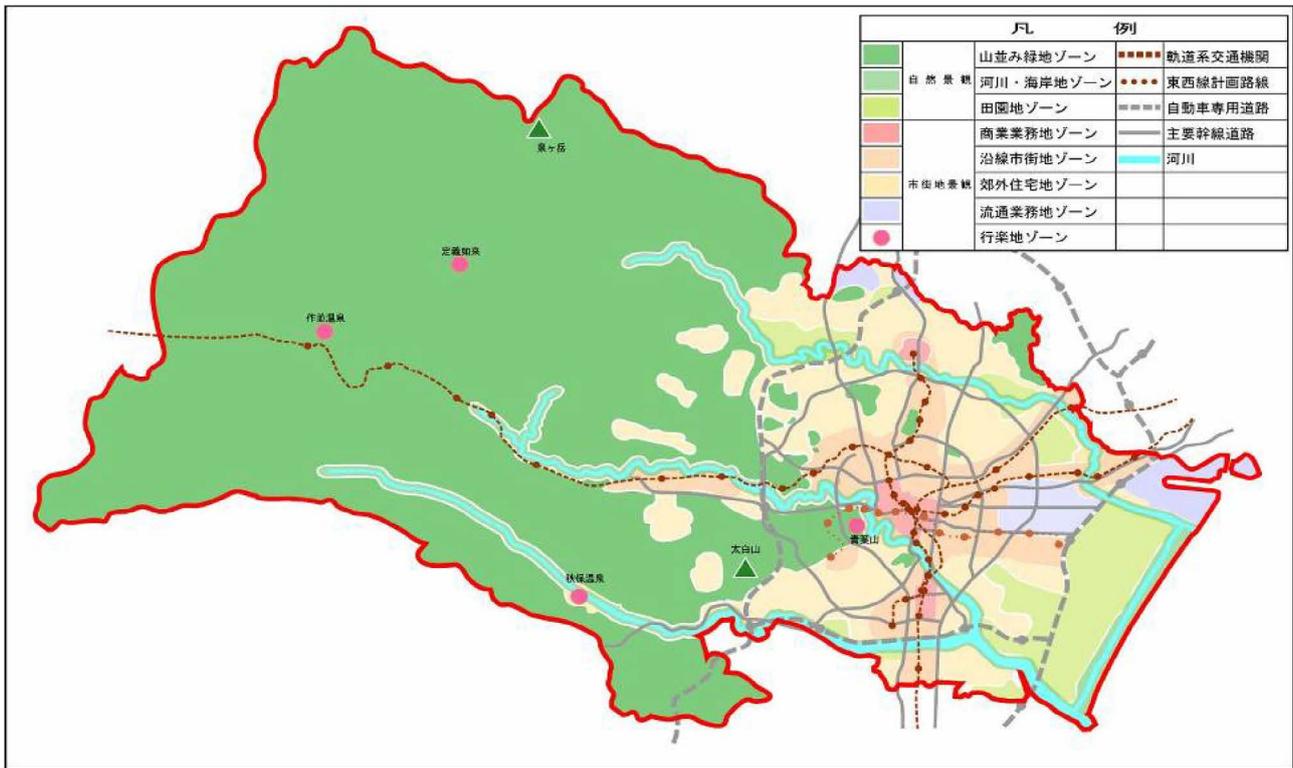
「杜の都の風土を育む風格ある景観づくり」を景観形成の基本テーマとし、①都市の眺望風景の保全、②良好な市街地景観の形成、③心地良い生活環境の育成、④風情ある街並み景観の醸成、⑤風格ある中心市街地の景観の創生の5つを景観形成の基本方針としている。

市全域を対象とした景観計画区域は、景観特性に応じた8つのゾーンに区分され、ゾーンごとに景観形成の方針、建築物等に対する方針が設定されている。（表3.2-62、図3.2-26）

表3.2-62 景観特性とゾーン区分

景観特性	ゾーン名称	ゾーン特性
自然景観	山並み緑地ゾーン	奥羽山系から市街地西部に広がる山並み・丘陵地等からなる地域で、奥山の自然公園や里山の中山間地域を含む広大な自然緑地ゾーン
	河川・海岸地ゾーン	奥羽山系から太平洋に悠々と流れる七北田川・広瀬川・名取川の河川沿いと海岸の貞山運河沿いからなる雄大な水系ゾーン
	田園地ゾーン	仙台平野に広がる穀倉地域と根白石・六郷・七郷等の農村集落からなる広大な田園地ゾーン
市街地景観	商業業務地ゾーン	交流拠点となる仙台駅を中心とする都心部と泉中央・長町等の広域拠点からなる商業業務地ゾーン
	沿線市街地ゾーン	地下鉄やJRなどの南北・東西交通軸上、旧街道沿いを含む沿線上などに広がる住宅・商業等の複合用途からなる市街地ゾーン
	郊外住宅地ゾーン	ニュータウン開発等により市街地外縁部の郊外地域に広がる住宅地ゾーン
	流通業務地ゾーン	市街地東部の工業団地・卸町・仙台港周辺地域と、東北縦貫自動車道インターチェンジ周辺地域等からなる流通業務地ゾーン
	行楽地ゾーン	仙台城跡や山間の秋保・作並等の温泉地と定義如来等の自然と調和した風景を楽しめる行楽地ゾーン

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成25年6月改定 仙台市）



出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成 25 年 6 月改定 仙台市）

図3.2-26 市全域における8つのゾーン区分概念図

計画地はこれらのゾーンのうち「市街地景観・商業業務地ゾーン」に属している。同ゾーンにおける景観形成の方針、建築物に対する方針を表3.2-63に示す。

表3.2-63 商業業務地ゾーンの景観形成方針・建築物等に対する方針

景観形成の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点性を高め、立体的まとまり感のある景観形成を図る ・気品ある賑わいと活気、歩いて楽しい街並み景観の形成を図る ・緑やオープンスペースをもつ、ゆとりと潤いのある景観の形成を図る
建築物等に対する方針	<ul style="list-style-type: none"> ・賑わいと活気の演出に配慮し、歩行者が楽しめる建築物等の形態・意匠、色彩、高さ等とする ・再開発事業・区画整理事業等の整備と連携した建築物等の形態・意匠、色彩、高さ等とする ・公共的空間としての広場・オープンスペースの創出、緑化を図る

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成 25 年 6 月改定 仙台市）

また、計画地は景観重点地域のうち「都心ビジネスゾーン」に含まれており、「都心ビジネスゾーン」における景観形成の方針、建築物等に対する方針、建築等の行為に対する方針は、表 3.2-64 に示すとおりとなっている。

表3.2-64 景観重点区域・都心ビジネスゾーンの景観形成方針・建築物等に対する方針

景観形成の方針	<p>中心市街地のビジネス環境にふさわしい躍動感のある景観形成と、「杜の都」の国際的な顔となる魅力的な風格ある景観形成を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流拠点となる風格と賑わいのある街並み景観の創出を図る ・商業業務の核となる活気と潤いのある街並み景観の創出を図る ・ケヤキ並木や公園の緑等と調和する美しい街並み景観の創出を図る
建築物等に対する方針	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台駅に向かう新幹線の車窓から眺望できる建築物等は、背景となる丘陵地と調和し玄関ゾーンとしての雰囲気害しない形態・意匠、色彩、高さとする。 ・仙台駅前の建築物等は、ペDESTリアンデッキからの街並みの眺望や視線に配慮した形態・意匠、色彩、高さとする。 ・青葉通・広瀬通・東二番丁通等の建築物等は、都市のスカイラインに配慮し、オフィス街の調和や街角の立体的な演出を図る形態・意匠、色彩、高さとする。 ・定禅寺通・青葉通・宮城野通等の建築物等は、並木空間に調和し、ゆとりある歩行環境の演出を図る形態・意匠、色彩、高さとする。 ・東一番丁通・中央通の建築物等は、ショッピングモールの調和と賑わいの演出を図る形態・意匠、色彩、高さとする。 ・勾当台地区周辺の建築物等は、県庁・市役所・公園等のオープンスペースや緑と調和する形態・意匠、色彩、高さとする。 ・再開発による建築物等は、都心空間を演出する高度利用と、敷地内の緑化、オープンスペースの設置を図る。 ・歴史的な新寺小路等の寺社周辺の建築物等は、境内や社寺林と調和する形態・意匠、色彩とする。
建築物の形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台の玄関となり、中枢都市の活力と魅力を演出する形態・意匠とする ・ケヤキ並木等の街並み環境に調和するゆとりある形態・意匠とする ・ショッピングストリートとの連続性に配慮する形態・意匠とする
建築物の高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・青葉山・大年寺山の丘陵地の高さに配慮し、仙台北城跡等の周辺部の高台から、北山等の丘陵地稜線や遠くの太平洋の水平線への見通しを遮らない高さとする ・周囲から眺める立体感あるスカイラインと仙台駅周辺における商業集積を踏まえ、容積率の分布に応じた階層的な高さとする ・都心部での歩行者の視線やオープンスペース、緑地の魅力ある空間の創出に配慮し、空地・緑地の確保に応じ高さ制限を緩和する
建築物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台の表玄関を印象づける風格を演出する色彩とする ・商業業務地として賑わいと活気を演出する色彩とする ・美しい並木景による四季の変化に対応し調和のある色彩とする
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・都市のオープンスペースとしての潤いを創出し、質の高い緑化や保水機能を確保した空間として、公園・街路樹の緑につながる敷地内への植樹等による緑化を図る
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・都心の商業業務地として風格と魅力ある街並み景観を創出する屋外広告物とする ・ケヤキ並木等と調和した美しい街並み景観を形成する屋外広告物とする

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成 25 年 6 月改定 仙台市）

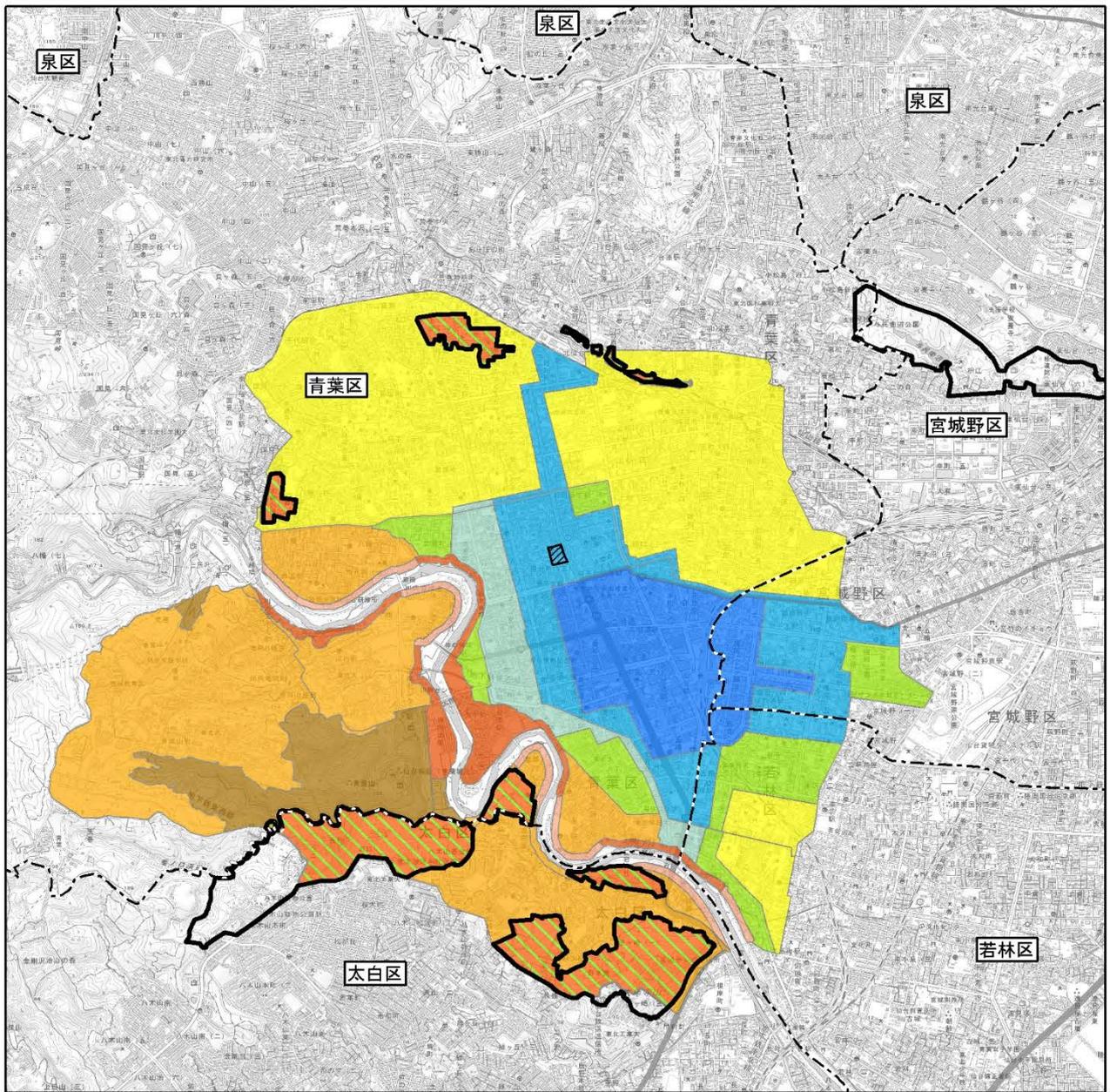
同計画では、景観計画区域、景観重点区域のそれぞれにおいて、行為の制限に関する規定が設定されている。計画地の属する「景観計画区域・市街地景観ゾーン」「景観重点区域・都心ビジネスゾーン」の行為の制限の概要を表 3.2-65 に示す。

表3.2-65 行為の制限の概要

対象項目	景観計画区域・市街地景観ゾーン	景観重点区域・都心ビジネスゾーン																									
建築物	<p>・屋根、壁面は、眺望に配慮し、街並みと違和感のない形態・意匠とする。</p> <p>・通りに面しては、街並みの連続性と地域らしさを創出する形態・意匠とする。</p> <p>・低層部は、通りの安らぎ、快適さ、楽しさを創出する形態・意匠とする。</p> <p>・建物配置は、通りの見通しに配慮し、遮蔽感を与えない工夫をする。</p> <p>・門塀等の外構施設は、街並みの風景と違和感のないものとする。</p> <p>・屋上設備、屋外設備は、建築物との一体化や通りからの見通しに対する遮蔽を工夫する。</p> <p>・外部の照明設備は、街並みの楽しさを創出する夜間照明などを工夫する。</p> <p>・敷地内通路は、ユニバーサルデザインや環境に配慮した素材の使用を工夫する。</p>	<p>【ゾーン全体】</p> <p>・街並みとの調和に配慮し、街角の空間を演出する形態・意匠とする。</p> <p>・高層建築物は周辺部からの眺望に配慮し、頂部のデザインと材質を工夫する。</p> <p>【仙台駅周辺】</p> <p>・ペDESTリアンデッキから見通せる建築物は、高層階の壁面後退による圧迫感の少ない形態・意匠とする。</p> <p>【東二番丁通・広瀬通等】</p> <p>・ビジネス街の連続性に配慮し、活気を創出し、歩行者への圧迫感を軽減する空間の演出を工夫する形態・意匠とする。</p> <p>【定禅寺通・青葉通・宮城野通等】</p> <p>・ケヤキ並木の環境に配慮し、樹木の通気性や歩行者の快適性を高める低層階の壁面後退や壁面の分節等の工夫を図る。</p> <p>・緑と調和した壁面素材や屋外階段等の付属施設の形態を工夫する。</p> <p>【一番町・中央通等】</p> <p>・アーケード空間に調和し、壁面線が揃い、通りの連続性に配慮した形態・意匠とする。</p> <p>【勾当台地区周辺】</p> <p>・オープンスペースや緑と調和した形態・意匠とする。</p> <p>【新寺小路の寺社周辺】</p> <p>・境内や社寺林と調和した建築物や門塀等の形態・意匠とする。</p> <p>・ゾーン内の各地区毎の高さの基準は、下記のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="678 784 1236 981"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D-1(連坊小路から南鍛冶町にかけての第二種住居地域を中心とした地域)</td> <td>30m 以下</td> </tr> <tr> <td>D-2(上杉、榴ヶ岡、五輪及び新寺から荒町にかけての近隣商業地域)</td> <td>40m 以下</td> </tr> <tr> <td>D-3 (D-4 地区以外の商業地域)</td> <td>60m 以下</td> </tr> <tr> <td>D-4(容積率600%以上の区域を中心とした地域)</td> <td>80m 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ただし、以下の地区で下記の条件を満たす場合は、高さの基準を緩和する。</p> <table border="1" data-bbox="678 1057 1425 1254"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>条件</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D-1</td> <td>敷地面積：1,000㎡以上</td> <td>40m 以下</td> </tr> <tr> <td>D-2</td> <td>空地面積：敷地面積に対して55%以上(商業系用途地域においては35%以上)の空地を確保する。</td> <td>50m 以下</td> </tr> <tr> <td>D-3</td> <td></td> <td>80m 以下</td> </tr> <tr> <td>D-4</td> <td>緑地面積：敷地面積に対して15%以上の緑化を行う。</td> <td>制限なし</td> </tr> </tbody> </table>	地区	高さ	D-1(連坊小路から南鍛冶町にかけての第二種住居地域を中心とした地域)	30m 以下	D-2(上杉、榴ヶ岡、五輪及び新寺から荒町にかけての近隣商業地域)	40m 以下	D-3 (D-4 地区以外の商業地域)	60m 以下	D-4(容積率600%以上の区域を中心とした地域)	80m 以下	地区	条件	高さ	D-1	敷地面積：1,000㎡以上	40m 以下	D-2	空地面積：敷地面積に対して55%以上(商業系用途地域においては35%以上)の空地を確保する。	50m 以下	D-3		80m 以下	D-4	緑地面積：敷地面積に対して15%以上の緑化を行う。	制限なし
地区	高さ																										
D-1(連坊小路から南鍛冶町にかけての第二種住居地域を中心とした地域)	30m 以下																										
D-2(上杉、榴ヶ岡、五輪及び新寺から荒町にかけての近隣商業地域)	40m 以下																										
D-3 (D-4 地区以外の商業地域)	60m 以下																										
D-4(容積率600%以上の区域を中心とした地域)	80m 以下																										
地区	条件	高さ																									
D-1	敷地面積：1,000㎡以上	40m 以下																									
D-2	空地面積：敷地面積に対して55%以上(商業系用途地域においては35%以上)の空地を確保する。	50m 以下																									
D-3		80m 以下																									
D-4	緑地面積：敷地面積に対して15%以上の緑化を行う。	制限なし																									
高さ	<p>・仙台城跡等の高台や主要な幹線道路からの眺望に配慮し、背景の山並みの風景を害しない高さとする。</p> <p>・通りのスカイラインに配慮し、街並みの連続性に違和感のない高さとする。</p>																										
色彩	<p>・けばけばしさを排除し、周辺の街並みと調和する色彩とする。</p> <p>・外壁は低彩度の色彩を基調色とし、活気を創出する場所では、アクセント色を工夫する。</p> <p>・彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とする。</p> <table border="1" data-bbox="287 1496 641 1590"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5R～5Y の場合</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	5R～5Y の場合	6 以下	その他の場合	2 以下	<p>・風格ある街並みの景観形成を図るため、彩度に配慮し、周囲から突出しない色彩とする。</p> <p>・賑わいと活気を演出するため、暖色系では彩度の範囲を広げた色彩とする。また、低層部においてはアクセントとなる色を工夫し、歩いて楽しくなるような色彩とする。</p> <p>・並木沿道の建築物は街路樹と調和した色彩とし、高層建築物の高層部分は天空との調和に配慮し高い明度による軽めの色彩とする。</p> <p>・外壁の基調色はマンセル値によるものとし、色相に応じ、以下に示す彩度を基調とする。</p> <table border="1" data-bbox="880 1496 1222 1590"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5R～5Y の場合</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	5R～5Y の場合	6 以下	その他の場合	2 以下													
色相	彩度																										
5R～5Y の場合	6 以下																										
その他の場合	2 以下																										
色相	彩度																										
5R～5Y の場合	6 以下																										
その他の場合	2 以下																										
緑化	<p>・街並みの連続性に配慮し、街路樹や生垣等による緑化を工夫する。</p> <p>・既存樹木の保全やオープンスペースの活用等による敷地内緑化を工夫する。</p>	<p>・ケヤキ並木などの街路樹や公園などの緑と調和し、沿道の敷地内の植樹、生垣、屋上緑化、壁面緑化などによる質の高い緑化を図る。</p> <p>・大規模な敷地については、高度利用の促進にあわせて、市街地環境の改善に資するオープンスペース等の活用による緑化を図る。</p>																									

※：計画地は「景観重点区域・都心ビジネスゾーン」のうち、「勾当台地区周辺」及び「D-3地区」に属する。

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成25年6月改定 仙台市）



凡例

- | | | |
|---|---|---|
|  計画地 |  特別環境保全区域,10m |  B地区,30m以下 |
|  区界 |  第一種環境保全区域,20m |  C-1地区,30m以下(緩和により40m以下) |
|  風致地区 |  第二種環境保全区域,20m |  C-2地区,50m以下 |
|  風致地区,15m |  A-1地区,30m以下 |  C-3地区,60m以下(緩和により80m以下) |
|  A-2地区,30m以下(緩和により40m以下) |  D-1地区,30m以下(緩和により40m以下) |  D-2地区,40m以下(緩和により50m以下) |
|  A-3地区,40m以下 |  D-3地区,60m以下(緩和により80m以下) |  D-4地区,80m以下(緩和により制限なし) |
|  A-4地区,50m以下 | | |

出典：
 「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」(仙台市HP、令和2年6月閲覧)
 「仙台市「社の都」景観計画について」
 (仙台市都市整備局都市景観課HP、令和2年6月閲覧)
 「仙台市風致地区指定状況」(仙台市HP、令和2年6月閲覧)

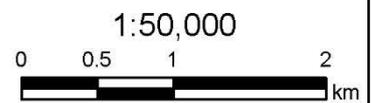


図3.2-27 風致地区・景観重点区域高さ規制図

(2) 行政計画・方針等

ア 仙台市総合計画

仙台市総合計画の基本構想においては、「成熟社会」へと転換していくという価値観の変化に対応していく新しい都市づくりについて「市民の持つ可能性」と「仙台の都市個性」が実現に向けた鍵である、としている。そのうち市民力については①さまざまな場面で市民力が発揮され仙台の豊かさを広げる、②多様で幅広い主体が市民力の厚みを増し、すそ野を広げる、③市民力を育み広げる環境を整えさらなる発展につなげる、を三つの柱としている。都市像については「仙台が培ってきた都市の個性を市民と行政の協働によって発展させた姿として、誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市『ひとが輝く杜の都・仙台』をめざす」としており、①未来を育み創造する学びの都、②支え合う健やかな共生の都、③自然と調和し持続可能な潤いの都、④東北を支え広く交流する活力の都、を四つの柱としている。

平成23年度～令和2年度を計画期間とした基本計画においては、①学びの重視、②支えあいの重視、③環境の重視、④新しい魅力・活力の重視、⑤市民力の拡大と連携の重視、⑥地域の重視、⑦市役所の自己変革の重視の7点を重視すべき視点としており、表3.2-66に示す四つの重点施策を設定している。また分野別計画では、「学びの都・共生の都の実現を目指す分野」「潤いの都・活力の都の実現を目指す分野」のそれぞれについて、表3.2-67に示す基本的施策が体系づけられている。

なお、現行の基本計画が令和2年度で計画期間を終えることから、仙台市総合計画審議会が設置され、令和2年度の間案取りまとめに向け、市民参画の取り組みを実施しながら、「挑戦を続ける新たな杜の都へ」をまちづくりの理念とし、現在、新たな基本計画の策定が進められている。

表3. 2-66 仙台市基本計画における重点施策

重点施策	重点施策	施策の方向性
学びを多彩な活力につなげる都市づくり	「未来を育み創造する学びの都」を実現するため、多様な学びの場をつくり、学びにより高められた市民力を多面的に生かしていくとともに、未来を担う子どもたちや若者の学びを支え、社会に羽ばたく力を育むことにより、都市の活力につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学びを楽しむミュージアム都市の推進 ・ 学都・仙台の資源を多面的に生かすまちづくり ・ 地域とともに育む子どもたちの学ぶ力
地域で支え合う心豊かな社会づくり	「支え合う健やかな共生の都」を実現するため、共に生き、健康で、安全・安心な地域と暮らしの環境整備を推進するとともに、さまざまな課題に対して、互いに連携し、多層的に対応できる仕組みづくりを進め、誰もが地域とのつながりを持ち、心豊かに暮らすことができる社会をつくる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共生・健康社会づくり ・ 子育て応援社会づくり ・ 安全で安心な市民の暮らしを支える取り組み
自然と調和した持続可能な都市づくり	「自然と調和し持続可能な潤いの都」を実現するため、暮らしの質や都市の経済活力を高め国内外との交流を広げる、低炭素型でエネルギー効率の高い機能集約型の都市構造や総合交通ネットワークを整えると同時に、恵み豊かな自然環境を守り、緑と水のネットワークを形成する持続可能な都市づくりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低炭素・資源循環都市づくりの推進 ・ 自然と調和した杜の都の都市個性を高める土地利用の推進 ・ 機能集約と地域再生による持続的な発展を支える都市構造の形成 ・ 誰もが利用しやすく都市活力を高める交通基盤づくり
人をひきつけ躍動する仙台の魅力と活力づくり	「東北を支え広く交流する活力の都」を実現するため、地域産業の飛躍や交流人口の拡大を図るとともに、地下鉄東西線により新たに生まれる都市軸を最大限活用し、産業・学術・歴史・文化芸術・スポーツなどの都市の資源や仙台の持つ人材力を複合的に結びつけ、さまざまな戦略的プロジェクトを生み出しながら、東北の持続的な成長を支える仙台の都市全体の魅力・活力づくりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域産業の飛躍と競争力の強化 ・ 東北の交流人口の拡大への戦略的取り組み ・ 未来への活力を創る産業の育成・誘致 ・ 新たな都市軸の形成と活用

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」（平成 23 年 3 月 仙台市）

表3.2-67 仙台市基本計画における分野別計画

分野	施策の体系	基本的施策				
学びの都・共生の都の実現を目指す分野	1 学びや楽しみを多様な創造につなげる都市づくり	(1) 学びの資源を生かしたまちづくり	歴史文化を生かしたミュージアム資源の創出と情報の発信 多様な学びの拠点の充実 学びを楽しむことのできる環境整備 大学等と連携したまちづくり 若者の力を生かしたまちづくり			
		(2) 子どもたちが自ら学び成長する教育環境づくり	生きる力を育む学校教育の充実 子どもたちの多様な学びの場となる体験機会の充実 子どもたちの成長を応援する地域づくり			
		(3) 文化芸術やスポーツを生かした都市づくり	市民の創造性を生かす文化芸術の振興 市民の健やかさを生み出すスポーツの振興			
		2 健康で安全に安心して暮らすことができるまちづくり	(1) 心身ともに健康な暮らしづくり	健康づくりの推進 医療・救急体制の充実		
			(2) 災害に強い都市づくり	災害に強い都市構造の形成 災害への対応力の強化 地域の連携による防災力の向上		
			(3) 安全・安心な暮らしづくり	基礎的な生活基盤の整備・管理 地域の安全対策の充実 暮らしの安全の確保		
				3 ともに生き自立できる社会づくり	(1) 誰もがともに生き自己実現できる環境づくり	ひとにやさしい都市環境の構築 男女共同参画社会の形成 外国人が暮らしやすい社会の形成
					(2) 安心して子どもを産み育てることができるまちづくり	明るく元気に育つ環境づくり 安心して子育てができる社会づくり 子どもと子育て家庭を応援する地域づくり
			(3) 高齢者が元気で安心して暮らすことができるまちづくり		生きがいをもち社会参加することができるまちづくり 健康で活力に満ちた生活を送ることができるまちづくり 介護サービス基盤の整備と支え合う地域づくり	
	潤いの都・活力の都の実現を目指す分野	1 自然と調和し持続可能な環境都市づくり	(1) 低炭素・資源循環都市づくり	低炭素都市づくり 資源循環都市づくり 良好で快適な環境を守り創る都市づくり		
			(2) 自然と共生する都市づくり	豊かな自然環境の保全 緑と水のネットワークの形成 身近で魅力的な公園の整備 風格ある景観の形成		
			2 魅力的で暮らしやすい都市づくり	(1) 機能集約型市街地づくりと地域再生	都市の活力を生み出す都心の機能の強化・充実 拠点の機能の強化・充実 都市構造の基軸となる都市軸の形成 良好な市街地の形成と郊外区域等の再生	
				(2) 公共交通中心の利便性の高い交通体系づくり	鉄道にバスが結節する公共交通ネットワークの構築 便利で安全な交通環境の構築 都市活動を支える道路ネットワークの構築	
		3 成熟社会にふさわしい魅力・活力づくり	(1) 都市の個性を伸ばす仙台の魅力づくり	人をひきつける仙台ブランドの創造 広域交流機能の充実 世界につながる都市づくり 東北各地域との連携の強化		
				(2) 暮らしや雇用を支える地域経済の活力づくり	中小企業の活性化と雇用・就業機会の拡大 付加価値の高い産業の振興 情報通信技術を生かした活力づくり 中心部・地域商店街の活力づくり 多面的機能を有する農林業の活性化	

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」（平成 23 年 3 月 仙台市）

イ 仙台市都市計画マスタープラン

仙台市都市計画マスタープランは、仙台市の都市づくりの基本方向や施策展開の方向を明らかにするとともに、市民と行政が都市づくりの目標像等を共有し、関連する分野とも連携しながら、都市づくりを総合的に展開していくことを目的としており、平成 11 年 10 月に策定した「都市計画の方針」の計画期間の終了に加え、東日本大震災の発生を含めた社会経済情勢の変化や本市がめざす都市像の変更に対応する方針として、平成 24 年 3 月に改定された。計画期間は平成 24 年度から令和 2 年度までとなっている。

「杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市 -活力を高め豊かさを享受できる魅力的で暮らしやすい安全・安心な都市づくり-」が都市づくりの目標像となっており、「都市づくりの基本的な方向と方針」として、表 3.2-68 に示す、土地利用、交通、防災・環境、緑・景観、市民協働の 5 つの基本的な方向について、15 の方針が設定されている。

同マスタープランにおける「都市空間形成の基本的な考え方」は、市街地の拡大は抑制することを基本とし、土地利用と交通政策の一体的推進と暮らしに関連する施策の連携により、都心、拠点、都市軸などへ都市機能を集約するとともに、郊外区域の暮らしを支える都市機能を維持・改善することで「機能集約型市街地形成と地域再生」の都市づくりを進めるとしている。この考え方にに基づき、仙台市を自然環境保全ゾーン、集落・里山・田園ゾーン、市街地ゾーンの 3 つに区分して、それぞれの「土地利用の基本方針」が定められている（表 3.2-69）。また、「都心、拠点、都市軸形成の基本方針」として、仙台駅を中心とする「都心」のほか、泉中央及び長町を「広域拠点」、仙台塩釜港周辺と青葉山周辺を「機能拠点」、さらに東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を「都市軸」と位置づけ、基本方針が定められている（表 3.2-69）。

これらに加えて、平成 26 年に仙台市都市計画マスタープラン地域別構想（都心地区・泉中央地区・長町地区）が策定され、各地域特性を踏まえた「まちづくり方針（まちづくりの基本理念・目標）」が示されている。計画地が属する「都心地区」では、「都市の健全な発展と東北の成長を牽引する都心地区の形成」を基本理念とし、（目標 1）広域的な交流人口拡大と都市機能の集積などによる活力と魅力の創出、（目標 2）「杜の都」にふさわしい魅力的な都市空間の形成、（目標 3）災害時における都市機能維持や早期回復が可能な都市空間の形成を 3 つの目標としている。それぞれに目標ごとのまちづくり方針図を図 3.2-29～図 3.2-31 に示す。

なお、現行のマスタープランは令和 2 年度で計画期間を終えるため、仙台市都市計画協議会からの意見聴取、市民意見の募集等を行いながら、現在、「新たな杜の都」づくりに向けた次期マスタープラン策定が進められている。

表 3.2-68 都市づくりの基本的な方向

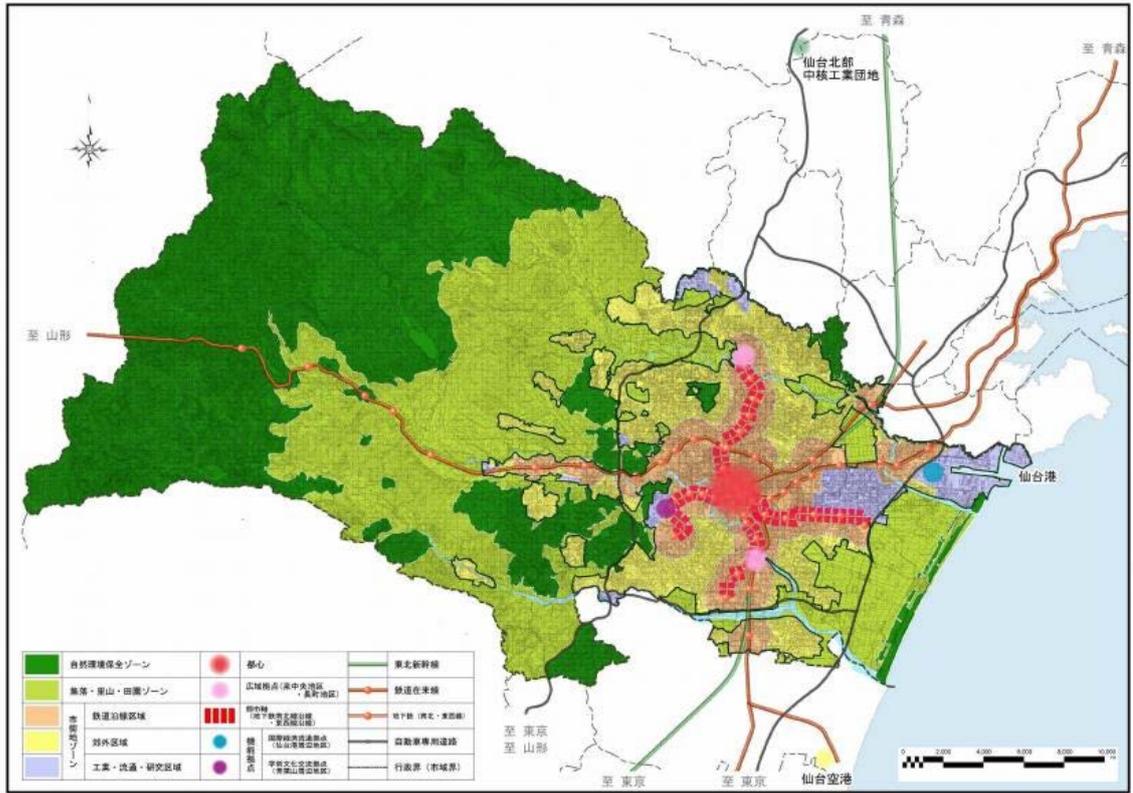
分野	基本的な方向	方針
土地利用	自然と調和した、機能集約型市街地の形成と地域の再生を図る。	方針 1 都心の機能強化・拡充 方針 2 拠点の機能強化・充実 方針 3 都市構造の基軸となる都市軸の形成 方針 4 良好な市街地の形成 方針 5 郊外区域の地域再生 方針 6 自然環境の保全・継承
交通	公共交通を中心した、利便性の高い総合交通体系の構築を図る。	方針 7 鉄道を中心とした総合交通体系の構築 方針 8 便利で快適な交通環境の構築 方針 9 環境にやさしい交通手段への転換
防災・環境	災害に強く、環境にやさしい「新次元の防災・環境都市」の構築を図る。	方針 10 災害に強く安全で安心な都市空間の形成 方針 11 エネルギー負荷の小さい都市空間の形成
緑・景観	都市の美しさと豊かさを備えた、都市空間の形成を図る。	方針 12 緑豊かで潤いある都市空間の形成 方針 13 風格ある都市景観の形成
市民協働	きめ細かなまちづくりを支援するとともに、市民力の拡大と新しい市民協働の推進を図る。	方針 14 きめ細かなまちづくりへの総合的な支援 方針 15 市民力の拡大と新しい市民協働の推進

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成 24 年 3 月 仙台市）

表3.2-69 土地利用の基本方針

土地利用の基本方針	自然環境整備保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな生態系を支える地域であり、本市の自然特性が将来にわたって保持されるよう、自然環境を保全するとともに、被災した東部地域の自然環境を再生する。
	集落・里山・田園ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ多面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境の維持・改善を図る。 土地利用の転換は、公益上必要な施設や集落の生活環境を維持する施設などの周辺環境と調和したものを除き抑制する。 里山地域は山地と市街地の緩衝帯として本市の生態系の連続性を支える地域であり、保全に努めるとともに、森林などの持続的な利活用、環境と調和した農林業の振興などを推進する。 田園地域は、水田の持つ気候緩和機能や保水機能などを保全するとともに、被災した東部地域においては、生産基盤の強化などによる農地の再生と、被災した方の移転先として農地に配慮しながら安全な住まいを確保する。
	市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 市街地ゾーンについては、「鉄道沿線区域」、「工業・流通・研究区域」、「郊外区域」の3つに区分し、それぞれの地域特性に応じた土地利用を進める。 豊かな都市環境や歴史的・文化的資産、風格のある都市景観などを活かし、環境負荷にも配慮しながら、魅力的で活力のある市街地空間を形成する。
	鉄道沿線区域	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道を中心とする交通利便性を活かして生活機能の充実を図るとともに、居住機能の一層の集積を図る。
	工業・流通・研究区域	<ul style="list-style-type: none"> 交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実を図るとともに、居住機能を一層集積する。 また、被災した方の安全な住まいの確保に向けて、鉄道沿線区域への移転を推進する。
	郊外区域	<ul style="list-style-type: none"> 市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や、生活に必要な地域交通の確保など、良好な生活環境の形成を図る。 特に、地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については、土地利用、住宅、交通、福祉など様々な分野の連携を図りながら、市民と共に地域特性を活かした活力ある地域づくりによる地域再生を進める。 また、丘陵地などの安全で安心な宅地の確保を進める。
都心、拠点、都市軸形成の基本方針	都心	<ul style="list-style-type: none"> 東北・仙台都市圏の交流拠点として活力を牽引し、商業・業務機能、国際交流機能、文化・芸術機能、居住機能など多様な機能と、利便性の高い交通環境が調和して相乗的に都市活力を生み出すよう、都心機能を強化・拡充する。 また、都心に集積された都市機能や資源を復興を支える源泉としながら、東北仙台・仙台都市圏を力強く牽引する。
	拠点	<ul style="list-style-type: none"> 都心との機能分担や連携を図りながら、広域拠点及び機能拠点を配置する。
	広域拠点	<ul style="list-style-type: none"> 泉中央地区及び長町地区に「広域拠点」を配置し、都市圏の活動を支え、生活拠点にふさわしい魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を進める。
	機能拠点	<ul style="list-style-type: none"> 仙台塩釜港周辺地区に「国際経済流通拠点」、青葉山周辺地区に「国際学術文化交流拠点」を配置し、都市としての持続的な発展を支える魅力的で個性ある都市機能の強化を進める。
	都市軸	<ul style="list-style-type: none"> 東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を、十字型の「都市軸」と位置づけ、駅を中心とした土地の高度利用や都市機能の集積を図る。 被災した方の安全な住まいの確保に向けて、「都市軸」への移転を推進する。
	東西都市軸	<ul style="list-style-type: none"> 地下鉄東西線沿線の「東西都市軸」においては、西部の学術研究機能と、中心部の商業・業務機能、東部の産業機能など、多様な都市機能の集積と連携を図り、本市の持続的な発展を担う新たな創造と交流の基軸を形成する。
	南北都市軸	<ul style="list-style-type: none"> 都心と広域拠点などを結ぶ地下鉄南北線沿線の「南北都市軸」においては、都心や広域拠点との連携を強化しながら、地域特性を生かした都市機能の更新・強化を進める。

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成24年3月 仙台市）



出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成24年3月 仙台市）

図3.2-28 土地利用方針図



出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成24年3月 仙台市）

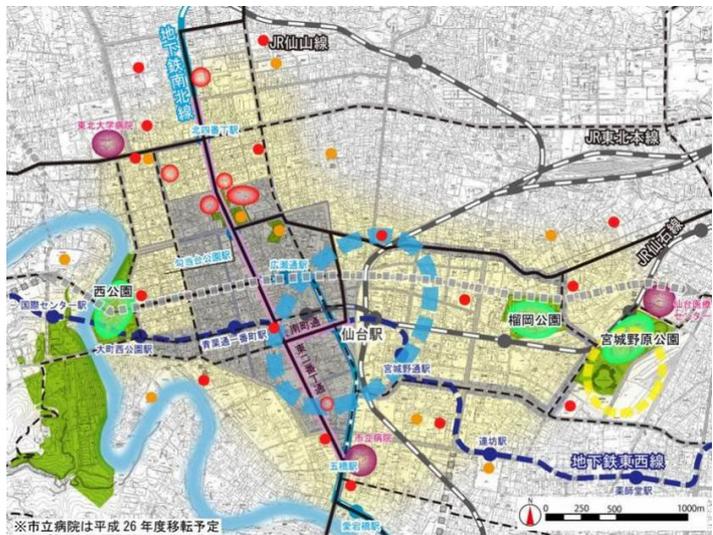
図3.2-29 都心地区におけるまちづくり方針図（目標1）



- | | | | | | |
|--|-----------|--|-------------|--|--------------|
| | 緑化重点地区 | | 緑の回廊 | | JR線 |
| | 主な都市計画公園 | | シンボルロード | | 地下鉄南北線 |
| | その他の施設緑地 | | 景観重点区域界 | | 地下鉄東西線 (整備中) |
| | 緑の拠点となる公園 | | 景観重点区域内ゾーン界 | | 都市計画道路 (整備済) |
| | | | | | 都市計画道路 (整備中) |
| | | | | | 都市計画道路 (未整備) |

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成24年3月 仙台市）

図3.2-30 都心地区におけるまちづくり方針図（目標2）



- | | | | | | |
|--|------------------------------|--|---------------------------------|--|--------------|
| | 防災拠点 (主な行政機関) | | 都心地区の輸送機能の強化 | | 主な都市計画公園 |
| | 防災拠点 (災害拠点病院) | | 緊急輸送道路 (一次) | | JR線 |
| | 広域防災拠点 (宮城県検討中) | | 緊急輸送道路 (二次) | | 地下鉄南北線 |
| | 仙台駅周辺における帰宅困難者の一時滞在場所確保検討エリア | | 優先的に沿道建築物の耐震化を図るべき緊急輸送道路 (~H27) | | 地下鉄東西線 (整備中) |
| | 広域避難場所 (地域防災計画) | | 商業・業務・居住ゾーン | | 都市計画道路 (整備済) |
| | 地域避難場所 (地域防災計画) | | 主な防火地域 | | 都市計画道路 (整備中) |
| | 指定避難所 (地域防災計画) | | | | 都市計画道路 (未整備) |

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成24年3月 仙台市）

図3.2-31 都心地区におけるまちづくり方針図（目標3）

ウ 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）

杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）は、仙台市環境基本条例第8条に基づき、市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向性を定める計画として平成23年3月に策定（平成28年3月一部改定）された。

『杜』と生き、『人』が活きる都・仙台」を目指すべき環境都市像として掲げ、「低炭素都市づくり」、「資源循環都市づくり」、「自然共生都市づくり」、「快適環境都市づくり」と、これらに共通する「良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり」を環境施策の方向性として定めている、分野別の環境施策体系の概要は表3.2-70に示すとおりである。

表3.2-70 環境施策の概要と展開の方向

概要	環境施策の展開の方向	
「低炭素都市」仙台	<p>私たちの生存基盤である環境が地球の循環系の一部であることを強く認識し、唯一無二のこの美しい地球における生態系という最も重要なシステムが将来にわたって健全に維持され続けるよう、特に、世界共通の喫緊かつ重要な課題である地球温暖化防止と、そのための低炭素社会の構築への強力な取り組みを推進する観点から、主体的に責任を果たし、他をリードしうる「低炭素都市」の実現を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる ・環境負荷の小さい交通手段への転換を進める ・低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる ・気候変動によるリスクに備える ・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる
「資源循環都市」仙台	<p>物を大切に使う行動がしっかりと実践され、また、排出されたごみについてはリサイクルが効率的に行われているなど、生産、流通、消費、廃棄というライフサイクルの各段階を通じて3R（スリーアール）の取り組みが定着するとともに、地域の中で資源や物が循環し、それが地域経済やコミュニティなどの活性化にもつながる「資源循環都市」の実現を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資源を大事に使う ・資源のリサイクルを進める ・廃棄物の適正な処理を進める
「自然共生都市」仙台	<p>奥羽山脈から太平洋まで続く中に、豊かな自然や里山、田園に囲まれているという「杜の都」の基本構造の維持と、そこに存在し、守られてきた都市の自然システムの最大限の尊重とによって、地形的・気象的条件等から多様な生物種に恵まれた本市の自然特性が将来にわたって保持される「自然共生都市」の実現を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境を守り、継承する ・自然の恵みを楽しみ、調和のとれた働きかけをする ・生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める ・豊かな水環境を保つ
「快適環境都市」仙台	<p>さまざまな環境リスクを予防的に回避し、健康で安全・安心な暮らしの基盤を確保するとともに、先人から引き継いできた豊かな自然資源や歴史的・文化的資産を大切に、これらによって形成されている美しい景観などに一層の磨きをかけ、より質が高く魅力にあふれる「快適環境都市」の実現を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ ・景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める
良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり	<p>環境の保全と創造に関わるあらゆる主体が、その責任と役割に応じて積極的に環境配慮行動を実践することができるよう、引き続き、一人一人の環境への意識を高めるために必要な普及啓発を積極的に進める。</p> <p>そして、環境の保全と創造をより効果的に推進するため、すべての主体が環境に関する理念を共有し、制度や仕組みを理解したうえで、各々が当たり前のように環境行動を実践していけるよう、社会経済の制度や仕組みを、環境配慮の視点を十分に組み込んだ形に見直す。また、人づくりはすべてにつながる基礎であることから、環境教育・学習のさらなる広がりや充実とを図り、市民協働により推進する。</p> <p>さらに、環境づくりに関する人的交流や情報交流を進め、市内での取り組みにとどまらず、国内の他地域や海外諸都市などとの連携を通じて広い視野で持続可能な社会づくりを推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる ・環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える ・環境づくりを支える市民力を高める ・環境についての情報発信や交流・連携を進める

出典：「杜の都環境プラン仙台市環境基本計画2011-2020（改定版）」（平成28年3月 仙台市）

同計画では、「土地利用における環境配慮の指針」が示されており、地形や自然特性、土地利用の状況などを踏まえ、山地地域、西部丘陵地・田園地域、市街地地域、東部田園地域、海浜地域の5つの地域に大別し、それぞれの地域における基本的な土地利用の方向性や環境に配慮すべき事項などの基本的な指針を示している。計画地が属する市街地地域の環境配慮指針を表3.2-71に示す。

また、「開発事業等における段階別の環境配慮の指針」については、企画段階、計画段階、実施段階以降の3段階ごとに環境配慮の指針が示されており、その概要は表3.2-72に示すとおりである。

なお、現行の杜の都環境プランは令和2年度で計画期間を終えるため、仙台市環境審議会内に改定検討部会が設置され、市民意見を聴取しながら、「脱炭素都市づくり」、「自然共生都市づくり」、「資源循環都市づくり」、「快適環境都市づくり」、「行動できる人づくり」に着目し、「(仮)杜の恵みを活かした、持続可能なまち」の実現に向けて、現在、次期計画の策定が進められている。

表3.2-71 市街地地域の環境配慮指針の概要

<p>基本的な考え方</p>	<p>市が掲げる土地利用の方針に沿って、都市機能の集積や土地利用の高度化など市街地の計画的な形成に努め、資源・エネルギーの効率的な利用と郊外部の自然環境の保全を図る。開発が前提となった地域であるが、環境負荷の過度な集中と市民の健康で安全・安心な暮らしへの影響が生じないように留意しなければならない。また、市街地は資源・エネルギーの消費、廃棄物の発生、汚染物質の排出など、環境負荷が特に大きい地域でもあることから、資源・エネルギー利用の効率を高めるなど、快適な暮らしを確保し、利便性が高くにぎわいと活力のある都市活動を支える環境づくりを進めることが重要である。</p>
<p>環境配慮の指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー設備・機器の導入や太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な利用に努めるとともに、コージェネレーション(熱電併給)システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 ・自然の風や太陽光の活用、建築物の断熱性能の向上、外壁や舗装の蓄熱やエアコンからの排熱による夏季の気温上昇の緩和、通風の確保など、環境に配慮した建築物の建設に努める。 ・移動の際は、公共交通機関や自転車の利用、徒歩を前提とし、ICT化や物流の合理化などにより自動車をできるだけ使用しない事業形態を検討する。 ・限りある資源の有効利用のため、積極的に3Rの取り組みを進める。 ・生態系の連続性を考慮し、緑化の推進や多様な生物の生息・生育の場となるビオトープ(生物の生息・生育空間)づくりに努める。 ・野生生物の本来の生息・生育域に配慮し、地域に由来する在来種を植樹するなど、外来種の移入をできるだけ避けるよう努める。 ・健全な水循環を確保するため、透水性舗装や駐車場舗装面の緑化、芝生による地表面被覆の改善に努める。 ・健康上支障がないよう環境への影響を低減することはもとより、人が暮らしの中で実感できる美しさ、安らぎ、快適さなどへの著しい影響の回避、さらにはより質の高い環境の確保に努める。

出典：「杜の都環境プラン仙台市環境基本計画2011-2020(改訂版)」(平成28年3月 仙台市)

表3.2-72 開発事業等における段階別の環境配慮の指針

	基本的な考え方	環境配慮の指針
企画段階	事業の立地や事業規模の検討など、事業を企画立案する段階における環境配慮は、環境への影響の最小化や資源・エネルギーの効率的な利用、環境影響の発生そのものの回避など、根本的かつ最も重要な性格を持つものであり、この段階からしっかりと環境配慮の視点を持つことが求められる。	<ul style="list-style-type: none"> 植生自然度の高い地域や、希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。 市の基本計画、都市計画の方針、前述の「土地利用における環境配慮の指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。 環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地は回避する。 道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。 コージェネレーション（熱電併給）システムや地域冷暖房※など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 地域内で継続的に利用できる資源の調達や適正かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。 早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
計画段階	施設の敷地内配置やおおその事業計画を検討する段階における環境配慮として、環境負荷をあらかじめ予測し、その低減を図るための以下に掲げるような手段等を検討することが求められる。	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。 廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。 地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性※の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。 周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、動物の移動経路の確保を検討するとともに、工事の段階的実施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。 事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。 発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。 歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。 地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。 適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。 住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。 開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
実施段階以降	施設の建設工事等の実施段階においてやむを得ず発生する環境負荷を低減するとともに、その後の事業運営等の段階においても継続的に環境負荷を低減することが求められる。	<ul style="list-style-type: none"> 工事用車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生防止に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。 既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。 環境マネジメントシステム※等により、継続的なエネルギーの削減行動や3Rに取り組む。 緑地等の適切な維持管理を行う。 事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。

注) 企画段階：立地の選定など事業の構想や企画立案の段階

計画段階：事業計画を詳細にする段階

実施段階以降：工事を実施する段階及びその後の事業の運営を行う段階

出典：「杜の都環境プラン仙台市環境基本計画 2011-2020（改定版）」（平成 28 年 3 月 仙台市）

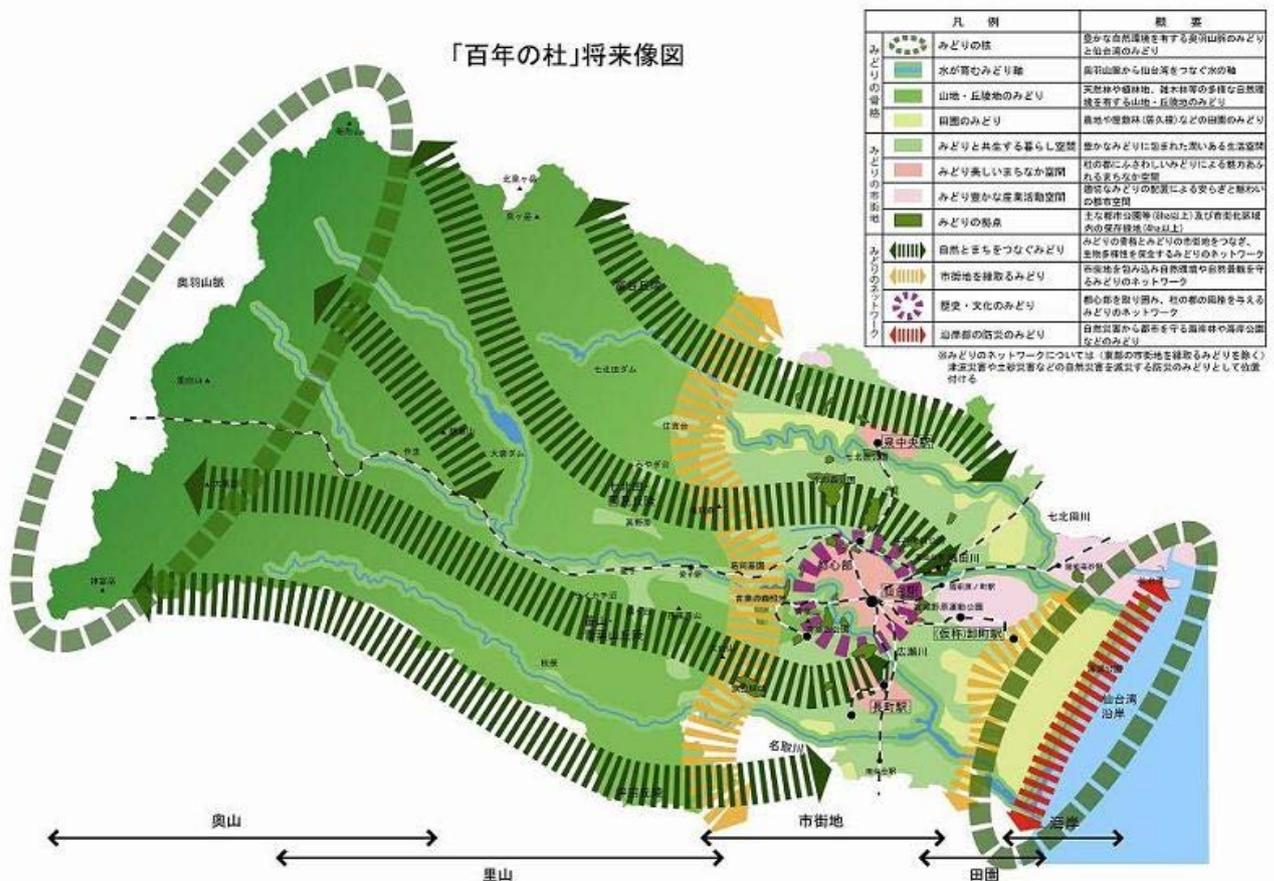
エ 仙台市みどりの基本計画

仙台市みどりの基本計画は、前計画である「仙台グリーンプラン 21（仙台市緑の基本計画）（平成9年策定）」を踏まえ、東日本大震災からの復興やみどりを取巻く社会状況の大きな変化に対応すべく、平成24年7月に策定された。計画期間は平成24年度～令和2年度となっており、計画目標として、みどりの機能の維持増進を図ること及び、みどりの適正な配置により、みどりの構造を充実させるという観点から、「質の目標」と「量の目標」が設定されている。

同計画では「みんなで育む「百年の杜」」を基本理念としており、①自然災害から市民生活を守るみどり、②地球環境を守り、地球環境をつくるみどり、③暮らしの質を向上させ、ゆとりと潤いをもたらすみどり、④仙台らしさを表すみどり、⑤市民が育むみどり、みどりに育まれる市民生活の5つを目指すべき「百年の杜」の将来の姿としている。この基本理念に示された「百年の杜」の将来の姿を表した「みどりの将来像」を図3.2-32に示す。

同計画は、①安全安心のまちづくり、②自然環境の保全・再生、③生活環境の向上、④仙台らしさを育む、⑤市民協働の推進の5つを基本方針とし、それぞれに対応した7つの重点プロジェクトが設定されている。基本方針及び施策体系の概要を表3.2-73に示す。

なお、現行のみどりの基本計画は令和2年度で計画期間を終えるため、杜の都の環境をつくる審議会内に改定検討部会を設置し、市民意見を聴取しながら、現計画の基本理念を継承しつつ、みどりの多機能性の発揮や適正な維持管理及び資産としての積極的な活用の推進に着目し、現在、次期計画の策定が進められている。



出典：「仙台市みどりの基本計画」（平成24年7月 仙台市）

図3.2-32 みどりの将来像図

表3.2-73 仙台市みどりの基本計画の概要

基本方針		施策体系	重点プロジェクト
安全・安心 のまちづくり	地震や津波などの自然災害から市民の安全を守るとともに、災害時においても多様な機能を発揮する空間を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ○自然災害から市民の安全を守るみどりを育む ・自然災害を軽減するみどりの保全・再生 ・災害時の避難場所や避難路となるみどりの充実 ・震災を教訓としたみどりの防災体制の確立 	みどりによる津波防災プロジェクト
自然環境の 保全・再生	奥羽山脈からの仙台湾,それらをつなぐ河川や丘陵地などのみどりの骨格を守り育む	<ul style="list-style-type: none"> ○都市を支えるみどりの骨格を守り育む ・奥羽山脈や丘陵地の森林、海岸の保全・再生 ・名取川、広瀬川、七北田川の保全 ・農用地やため池の保全・再生 ・市街地を縁取るみどりの保全 ○都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む ・市街地の樹林地の保全 ・生物の生息・生育地となる公園緑地などのみどりの充実 ・生物多様性に配慮した緑化の推進 ・生命を育むみどりのネットワークの形成 ○都市のみどりを循環させる ・みどりの有効活用 ・環境負荷の小さい資材の活用 	みどりの骨格充実プロジェクト
生活環境の 向上	より親しみやすく、より快適に、みどりの質を高める	<ul style="list-style-type: none"> ○市民ニーズに対応した多様な公園をつくる ・都市公園の整備推進 ・市民ニーズに応える公園緑地の整備・再整備と利用の促進 ・公園緑地の管理運営の充実 ○快適な暮らしを支える身近なみどりを増やす ・公共施設の緑化推進 ・民間施設の緑化推進 ・住宅地の緑化推進 	街のみどり充実プロジェクト
			魅力ある公園づくりプロジェクト
仙台らしさを育む	杜の都にふさわしい魅力あるみどり豊かな都市空間をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○杜の都にふさわしいみどりあふれるまちをつくる ・みどりがあふれ、にぎわいのある杜の都の顔づくり ・広瀬川を軸としたみどりの拠点づくり ・風格ある杜の都の景観づくり ○歴史と文化の香る杜の都のみどりを守り、育てる ・歴史・文化資源と調和するみどりの充実 ・杜の都の原風景を残す屋敷林(居久根)、社寺林の保全と活用 ・歴史を刻む名木、古木などの保存と活用 	みどりの地域資源活用プロジェクト
			「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト
市民協働の 推進	市民、市民活動団体、事業者の主体的なみどりのまちづくりを応援する	<ul style="list-style-type: none"> ○みどりを守り、育む活動を支える ・緑地保全や緑化推進への市民・事業者の参加促進 ・公園づくりや管理運営への市民・事業者の参加促進 ・みどりの団体やみどりの人材の育成 ・みどりのまちづくりの推進体制の強化 ○みどりとふれあう機会をつくり、みどりを育む意識を高める ・みどりのイベントの充実と開催支援 ・みどりの広報活動の充実 ・みどりの顕彰制度の充実 ・みどりと人とのふれあいの場の充実 	市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト

出典：「仙台市みどりの基本計画」（平成24年7月 仙台市）

オ 仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020

「仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020」は、「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」に掲げる環境都市像『「杜」と生き、「人」が活きる都・仙台』を低炭素都市づくりの面から実現するために、平成 28 年 3 月に策定された。計画期間は平成 28 年度から令和 2 年度までとなっており、「2020（令和 2）年度における温室効果ガス排出量を、基準年度である 2010（平成 22）年度比で 0.8%以上削減」することを目標としている。同計画の施策の概要は表 3.2-74 に示すとおりであり、これに加えて特に重点的に取り組む施策について、表 3.2-75 に示す 6 つの重点プロジェクトが設定されている。

なお、現行の仙台市地球温暖化対策推進計画は令和 2 年度で計画期間を終えるため、仙台市環境審議会内に改訂検討部会を設置し、市民意識調査等を行いながら、脱炭素社会の実現を目指し、現在、次期計画の策定の検討が進められている。

表3.2-74 実施施策（施策体系）

杜の都の資産を生かし、低炭素の面からまちの構造・配置を効率化する	<ul style="list-style-type: none"> ・都心、拠点、都市軸等、それぞれの役割に応じた機能の配置 ・分散型や面的なエネルギー利用の推進 ・自然環境の保全と継承
環境負荷の小さい交通手段の利用を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道を中心とした公共交通体系の十分な活用 ・環境負荷の小さい交通手段の選択促進
省エネ・創エネ・蓄エネの普及拡大を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー設備・建築物の普及促進 ・創エネルギー（再生可能エネルギー等）の利用拡大 ・蓄エネルギーの普及拡大 ・フロン類等の排出削減の徹底
循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者・市の連携による 3R の推進 ・廃棄物処理におけるエネルギーの有効活用
気候変動による影響を知り、リスクに備える	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動による影響の把握と啓発 ・気候変動影響リスクの低減
低炭素社会推進の仕組みをつくり、行動する人を育てる	<ul style="list-style-type: none"> ・低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり ・低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進 ・低炭素技術・産業の育成支援

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020」（平成 28 年 3 月 仙台市）

表3.2-75 重点プロジェクトの概要

重点プロジェクト	取組内容
1. エネルギー自律型のまちづくり	エネルギー自律型のまちづくりに向けた 3 つの方向性に基づき、太陽光や小水力などの再生可能エネルギーや、下水熱や地中熱などの未利用エネルギーなど、地域の多様なエネルギー源を効率的に利用する分散型エネルギーの創出や、地域での面的エネルギーの利用、次世代エネルギーに関する先端的な研究開発を推進する。
2. 低炭素な交通利用へのシフト	東西線開業及びバス路線再編等により、鉄道を中心にバスが結節する公共交通体系が再構築されたことから、東西南北の地下鉄沿線の都市軸を生かしたまちづくりを進めるとともに公共交通機関等の更なる利用を促進し、低炭素な交通利用へのシフトを図る
3. 快適な暮らしや地域経済を支える省エネ促進	市民の暮らし及び事業活動の中に省エネルギーが組み込まれる仕組みの導入を進めるとともに、省エネ等設備の普及を推進する。
4. 3R×E で低炭素	温室効果ガス排出源となる燃やすごみの量を減らし、ごみ処理に要するエネルギー量の削減と副次的に得られるエネルギーを有効活用する。
5. 杜を守り、杜に護られる仙台	市街地のみどりの維持向上や、丘陵部から河川流域にかかる郊外の自然環境を保全、山地から市街地・東部地域に至るまでの健全な水循環の確保などにより、日射の遮蔽や放射熱の低減、夜間冷却効果の維持など自然環境が持つ環境の改善機能を生かすとともに、動物の移動経路や生態系間のつながりの確保を進める。
6. せんだい E-Action	市民・事業者・行政からなる「せんだい E-Action 実行委員会」を主体とした協働による事業の企画運営等により、3 E 行動の具現化を実施する。

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020」（平成 28 年 3 月 仙台市）

カ ビオトープ復元・創造ガイドライン

「ビオトープ復元・創造ガイドライン」は、仙台市のまちづくりに際して「ビオトープ（Bio-Topo 生物生息・生育可能な自然生態系が機能する空間）の復元・創造」の視点を加え、市域全体のビオトープネットワーク化や、身近な生活空間におけるいわゆる普通種を主体とした「生物の生息・生育空間の確保」についての基本的考え方や技術的指針に関するガイドラインである。同ガイドラインでは、表 3.2-76 に示すとおり、ビオトープ保全・復元・創造の基本方針、可能性や展開方針が示されている。

表3.2-76 ビオトープ保全・復元・創造の基本方針

市街地において積極的にビオトープを復元・創造する	<ul style="list-style-type: none"> ・市域全体の生物生息・生育空間確保のため、郊外の自然的地域の保全と同時に、自然が失われつつある市街地及びその周辺においては、より積極的なビオトープの復元・創造を図る。 ・市街地においては、特に生物生息・生育空間の確保が難しいので、まとまった専用空間に限らず、小さくとも様々な工夫による空間を確保し、それらをつなげて配置していくよう努める。
地域の環境特性を重視し、人為的改変を最小化する	<ul style="list-style-type: none"> ・ビオトープの復元・創造に当たっては、事業地を含む可能な限り広い範囲で生態系を調査し、その環境特性にふさわしいビオトープの保全・復元・創造に努める。 ・特に、安易な種の移入や過剰な管理は避け、地域の在来種を最低限の環境整備により呼び込み、時間をかけて自然に完成されることを基本とする。 ・また原生的な自然については、保全を基本とし、人為的改変は必要最小限とし、保全措置は回避、低減、代償の優先順位に沿い、慎重かつ透明性をもって選択する。
人間と他の生物の望ましい関係づくりを考える	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地におけるビオトープの保全・復元・創造は、人との関わりが深いことから、人にとって比較的好ましい種を対象とした保護・復活等が行われることが多い。この際、その対象種が自然の循環の中で繁殖し、自生できるような食物連鎖や環境要素が必要となるが、そのためには、時として人にとって必ずしも好まれない生物や環境要素の存在をも許容し、他の生物等との共存・共生を図ることが重要である。 ・また、生物と人間とのふれあいの場の確保と同時に、人間の立入りを制限し、生物の隠れ場所等も確保するなど、適切な棲み分けに配慮する。
特定の環境要素のみならず、環境全体への影響に配慮する	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系は、周囲の様々な環境要素と相互に影響し合っており、地域環境や地球環境を意識した視点が必要である。 ・特定の種や地域を対象とした保護・復活ばかりでなく、生態系全体の向上を意識し、市域外の環境要素への影響（二酸化炭素排出、資源調達や廃棄、生物の移動等）にも配慮する。

出典：「ビオトープ復元・創造ガイドライン」（平成 10 年 5 月 仙台市）